

21.

1

2

B-0223

0282

昭和十二年五月九日

全滿外務省警察署長會議次第

在滿日本大使館警務部

21

第一

全滿外務省警察署長會議次第
一日（五月九日日曜）

一開會ノ辞 午前九時

一参事官ノ挨拶

一警務部長ノ訓示

一山本書記官ノ演示

一三浦第一課長ノ挨拶

一各署長ノ特殊事情報告

一指示注意事項（經理關係ヲ含ム）

第二

二日（五月十日月曜）

一意見希望事項

一質疑應答事項

一事務打合事項

第三

三日（五月十一日火曜）

一懇談

一閉會ノ辞

以上

B-0223

0283

本省係官ノ部

東亞第二課

佐藤課長
牛尾警部

大使館ノ部(警務部ハ後記)

澤田参事官
山本總務課長
山本經理課長
尾形政務課長
結城通商課長
吉田情勢課長
林田秘書課長
佐久間文書課長
大關電信課長
高橋朝鮮課長

B-0223

0285

大使館警務部

三浦第一課長
横山第二課長
長谷川第三課長
松浦少佐
芥川理事官
外各課係

署長會議出席者名簿
各部署長部

間島總領事館警察部長	園田警視
間島總領事館警察署長	猪原警視
百草溝分館警察署長	近廣警部
延吉分館警察署長	佐藤警視
圖們分館警察署長	宇波警部
頭道溝分館警察署長	小笠原警部
琿春分館警察署長	福山警部
吉林總領事館警察署長	中山警視
敦化分館警察署長	久保警部
哈爾濱總領事館警察署長	赤司警視
牡丹江分館警察署長	稻岡警部

佳木斯分館警察署長代理
綏芬河領事館警察署長
齊齊哈爾總領事館警察署長
滿洲里領事館警察署長
海拉爾領事館警察署長代理
黑河領事館警察署長

市川羽井今影三淺見
川羽井今影三淺見
警部補 警部 警部 警部 警部
部 部 部 部 部

澤田參事官挨拶要旨

五月九日（第一日）

外務省警察ノ歴史長シト雖モ少クトモ滿洲國內ニ於テ全滿署長會議ノ
開催セラレタコトハ今回カ始メテアリマス。而モ移讓ヲ目前ニ控ヘ
居ル今日或ハ之カ最初テアリ最後トナラントスル本會議ニ於テ諸君ト
親シク相見ユルノ機會ヲ得マシタコトハ最モ意義深キコトテアルト同
時ニ末長ク記念スヘキコトト存シマス。

惟フニ警察權ノ移讓ハ發日本帝國ノ大陸政策ノ基礎工作ノ第一歩テア
リマシテ滿洲國ヲシテ獨立國トシテノ體形ヲ整ハシメントスルノ趣旨
ニ外ナラヌノテアリマシテ日滿兩國カ相倚リ相扶ケテ滿洲國ノ健全ナ
ル發達ヲ促進セネハナラヌト云フ點カラ見テ此ノ警察移讓ト云フコト
ハ最モ重要ナ意義ヲ有スルモノテアリマス。コレヲ事務的方面ヨリ考
察スレハ移讓ヲ圓滑ニスル爲メニハ其ノ間幾多ノ困難カ伴ツタノ
テアリマス。カ兩三年間關係當局者間ニ於テ水モ洩サヌ準備工作ヲ進メ
ラレタ結果最近ニ至リ略々大綱ノ決定ヲ見ルニ至リマシタコトハ寔ニ
同慶ノ至リテアリマシテ又此ノ間現地ニ於キマシテ内ニ部下警察官ヲ
指導シ外在留民ニ此ノ不安動搖ヲ來サシメナカッタ諸君ノ深勞ニ對シ
マシテ此ノ機會ニ於テ深甚ナル謝意ヲ表シマス。

移譲ノ時期ハ後數ヶ月ニ迫リ之ヲ實行ニ移スニハ極メテ多岐ニ涉リ又複
雜ナル措置ヲ要スルノデアリマス、諸君ハ此ノ三日間ノ會議ノ機會ニ於
キマシテ最モ慎重ニ審議セラレ移譲ニ對スル用意及心構ニ於テ萬遺憾ナ
キヲ期セラルルト共ニ歸任セラレタル上ハ今日迄堅持シ來レル我カ外務
省警察ノ精神ヲ遺憾ナク發揮シテ部下ヲ指導スルト共ニ在留民ノ保護取
締ノ萬全ヲ期シ以テ外警有終ノ美ヲ濟サシメ警察移譲ニ於テ其ノ輝カシ
キ頁ヲ殘サシメンコトニ努力セラルル様切望スル次第デアリマス。

秘

警務部長訓示

B-0223

0288

訓

示

本日茲ニ本職就任以來第一回ノ全滿外務省警察署長會議ヲ開催シ各官ノ意見ヲ聴取シ併セテ所懷ヲ述フルノ機會ヲ得マシタコトハ最欣幸トスル所テアリマス

曩ニ本職就任ニ際シ今後ニ於ケル警察ノ重點指標並警察權ノ移讓ニ對スル用意等ニ關シ所感ヲ述ヘテ置キマシタカ治外法權撤廢ノ時期モ次第ニ迫到致シマシテ内外益々多事多端ニナツテ來タノテアリマス本職ハ此等重大問題ヲ控ヘ之カ善處方ニ關シ今後治安ノ大局カラ多少重複ヲモ願ミス一言所信ヲ述ヘテ各官今後ノ指揮監督上ノ參考ニ資スルコトト致シ度イノテアリマス

御承知ノ通滿洲國內ノ治安狀態ハ軍ヲ中心トシテ日滿各機關ノ一丸的協力ニ依リマシテ著シキ改善ヲ示シ着々庶政ノ整備向上ヲ見ツツアルコトハ誠ニ同慶ニ堪ヘヌ所テアリマス此ノ間各官カ克ク部下ヲ督勵シ各機關トノ協調ヲ保チ職任ヲ盡サレタ勞ハ深ク多トスル所テアリマシテ此ノ機會ニ厚ク謝意ヲ表スル次第テアリマス

爰ニ我警察トシテ最後ニ取殘サレタ重大問題ハ圓滿ナル警察權ノ移讓テ

アリマシテ是ハ實ニ滿洲國建國ノ大業ヲ完結スヘキ要素ノ一タルモノテアルト同時ニ我警察ニ取リマシテハ其ノ活動ノ最後の成果ヲ收ムヘキ最も大切ナル場面テアルノテアリマス

此ノ重大國策ノ完全ナル遂行ハ實ニ各官ノ双肩ニ懸ル責務テアルコトヲ銘心セラレ此ノ上共部下ヲ鼓勵シ一貫セル熱誠ト努力ヲ以テ之カ善處ニ邁進セラレムコトヲ要望スル次第テアリマス而シテ此問題ニ關シマシテ此際本職ノ特ニ要望スル所ハ實ニ我外務省警察トシテ有終ノ美ヲ齎スト云フニ止マラス更ニ一步ヲ進メ此ノ美果ヲ翳シテ滿洲國警察ノ精華タラシメ光輝タラシメ度イト云フニ在ツテ之カ即チ嘗テ類例ヲ見ナイ警察權移讓ノ特異性並ニ其ノ眞ノ目的ニ即應スル所以テアルト信スルノテアリマス。此意味ニ於キマシテ移讓ノ完了ヲ見ルニ至ル迄ハ職務遂行上一寸ノ休止弛緩ヲモ許サレナイノテアリマス凡ソ事故ハ息晏弛縱ノ間隙ヲ狙ツテ發生スルカ通例テアリマス滿洲國現下ノ治安狀態周圍ノ情勢カラ見テ何時如何ナル事態ノ勃發ヲ見ヌトハ保シ難イノテアリマシテ此ノ移讓ト云フ劃期的大業カ些少ナリトモ動搖ヲ伴ヒ圓滑ヲ缺ク等ノ爲メ警務上ノ間隙ヲ生スルカ如キ場合ニハ必ラスヤ厥ノ乘スル所トナルヘキヲ虞レラレルノテアリマス斯クノ如キ間隙ハ職任ノ本分ニ熱力ノ集中カ足ラ

サルニ因ツテ起ルノテアリマシテ斯ル場合幾多ノ變事失態ノアツタコトハ過去ノ例證ニ珍ラシクナイノテアリマシテ其ノ局ニ在ル者ト致シマシテハ深ク此ノ點ニ戒慎ヲ加ヘネハナラヌノテアリマス今同ノ移讓ニ伴フ警察官ノ身分關係ニ就テハ既ニ大綱ハ決定セラレ日滿當局ニ於テ些ノ遺憾ナキヲ期シ着々具體的準備ヲ進メテ居ルノテアリマスカラ此ノ點ハ一ニ上局ノ善處ニ信賴シテ一意専心職務ニ精勵致サレタイノテアリマス若シ移讓ニ關シ誤ツタ見解ヲ有シテ居ル者カアリトセハ充分是正善導セラレ度イノテアリマス

次ニ最近急激ニ増加セラレツツアル在滿邦人中往々ニシテ未タ我對滿國策ノ眞意ヲ正解セス爲ニ他民族トノ融和ヲ害スル者カ絶ヘナイノテアルカ此等ニ對シテハ充分訓戒指導シ官民上下一致シテ大業ノ遂行ヲ支持セシムル様ニ在留民ノ善導啓發ニ留意セラレムコトヲ望ム次第テアリマス

治安ノ確保カ庶政運営ノ基調テアリ先決問題テアルコトハ贅言ヲ要セナイ所テアリマシテ特ニ滿洲國現下ノ狀勢ニ於テハ最大ノ力量ヲ之ニ傾注セネハナラヌ緊要事テアリマス滿洲國現今ノ國際關係其ノ他ニ鑑ミ共產黨、反滿抗日、通蘇通匪等ノ工作ニ對シテハ特ニ此ノ移讓時期ニ於テ一層警戒查防ヲ嚴ニスルノ要アルヲ痛感致スノテアリマス若シ夫レ對内關

係乃至ハ個人關係等ノ雜務ニ没頭シ爲ニ此等重大警察務ニ遺漏カアツテ渠等ニ乗セララルカ如キコトアラハ實ニ九弊功ヲ一簣ニ虧クノ悔ヲ貽スコトトナルノテアリマス此ノ點ニ關シテハ特ニ重ネテ各官ノ深甚ナル省察ヲ切望シテ已マヌノテアリマス

移讓ノ準備、實施ノ對策用意ハ勿論職任ノ一貫的善處ニ就テハ本會議ニ於テ慎重考究檢討致サレ更ニ歸任ノ上ハ部下一般ニ此ノ趣旨ヲ徹底普達シ上下相警メ相勵ミ期シテ我警察最後ノ重責ヲ果スニ邁進セラレンコトヲ切望致ス次第テアリマス

以上所懷ノ一端ヲ述ヘテ訓示ニ代フル次第テアリマス

昭和十二年五月九日

在滿大日本帝國大使館

警務部長

藤江

惠輔

山本書記官演示要旨

五月九日（第一日）

本會議ニ於テ各種問題御審議ノ參考迄ニ治外法權ノ撤廢及附屬地行政權移讓ニ關スル大要ヲ説明致シマス

日本國ト不可分關係ヲ有スル獨立國トシテ滿洲國ノ健全ナル發達ヲ促進スルコトハ帝國政府ノ確固不動ノ方針デアリマシテ法權ノ撤廢亦同國策遂行ノ一方法デアリマス

日本國ハ滿洲ニ於テ駐兵（共同國防）鐵道、港灣、鑛山ニ關スル權利並ニ政治及外交ノ指導ヲ有スル外滿洲國ハ兩國經濟連繫ニ關スル重要事項ハ日滿經濟共同委員會ニ諮問ノ上之ヲ決定スヘキ義務ヲ負フテ居ルノデアリマス

此等ノ事實ハ何レモ今日ノ現状ハ最早ヤ日本ハ滿洲ニ於テ治外法權ヲ附屬地行政權ヲ把握スル必要ノナイコトヲ如實ニ示スモノデアリマス
滿洲國ニ於ケル治廢ハ決シテ諸外國ニ於テ行ハレタル夫レト同一ニ論スヘキモノテナイト云フコトハ深ク心ニ止メテ置ク必要カアルト思ヒマス
即チ單ニ前申シタ様ニ現状カ如此特權ヲ撤廢スルニ適應スル時期ニ到達シテ居ルト云フ様ナコトニ止マラス右撤廢ニ依リ積極的ニ滿洲國ノ健全ナル發達ヲ促進セントスルモノニ外ナラヌノデアリマス

殊ニ蘇支等ノ對外關係ニ鑑ミマスモ一日モ早く之ヲ撤廢シ國內ノ固メヲ充分ニシテ置ク必要カアルト考ヘルノデアリマス

右様ナ次第テ昭和八年夏ニハ現地ニ日滿關係機關ヲ糾合シタ法權撤廢準備委員會カ設ケラレ一方日本政府ニ於キマシテモ滿洲國ヲシテ其ノ準備ヲ進メシムル様協力指導スル方針カ確定シタノデアリマス其後昭和九年末ニ至リ所謂在滿機構ノ改正ト共ニ治外法權撤廢ノ氣運ハ急ニ促進セラレマシテ昭和十年二月現在ノ現地委員會ノ設立セラレ同年八月ニハ法權撤廢ニ關スル閣議ノ決定ヲ見爾來準備工作ハ非常ナル勢ヲ以テ進展シ客年六月第一次條約調印セラレ同年七月一日ヨリ實施セラレタルコトハ御承知ノ通りデアリマス

2

第一次條約ハ内地開放、日本人カ公私一切ノ權利ヲ有スルコト滿洲國ノ課稅產業法令ニ服從スヘキコト等ヲ規定シテ居リマスカ詳細ハ已ニ御存シノコトデアリマスカラ省略シマス只客年七月一日條約實施ニ關聯シテ外交部大臣カラ發表セラレタ聲明ニ付一言ツケ加ヘテ置キマス同聲明ハ在滿舊治外法權國人ノ取扱ニ付テ滿洲國ノ方針ヲ示シタモノデアリマスカ要點ハ英米等ノ舊治外法權國ハ現在滿洲國ヲ條約上治外法權ヲ有スルノテハナイ只滿洲國ノ恩惠的取扱ニ過キナイノデアリマス然シ日本國カ

3
法權ノ一部ヲ撤廢セル今日ニ於テハ日本以上ノ權利ヲ有セシムルコトハ
許サナイカラ漸次課稅産業等ノ法令ヲ彼等ニモ適用シマス且日本ト滿洲
トノ特種關係ニ基ク日本ノ權利ニハ第三國ハ均霑スルコトハ出來ヌト云
フコトヲ明カニシタモノデアリマス

4
其ノ后現地ニ於ケル準備工作モ着々進捗シ今ヤ殆ト第二次條約締結ニ
關スル具体案モ大部分中央ニ於テ決定ヲ見マシタカ此間當局ノ最モ意
ヲ用ヒマシタコトハ關係者及在留民ニ對シテハ勿論日本ノ對滿關係ニ
急激ナル變動ヲ或ハ不安ヲ與フルカ如キコトナク極メテ圓滑ニ諸般ノ
コトヲ進メタイト云フコトデアリマス御存シノ如ク今ヤ在留日本人ハ
内地人四十萬朝鮮人百萬人之ニ軍人ヲ加フレハ約百五十萬ニ達シテ居
リマス
日本側ノ會社テ本店ヲ有スルモノ千三百支店ヲ有スルモノ三百五十日
本ノ事變後ノ投資額モ實ニ十億圓ト稱セラレテ居リマス
移讓職員ハ警察官ニ付テ見ルモ外務省千三百名關東局三千五百名ニ達
シ其ノ外遞信關係一千八百名滿鐵千八百名司法關係者七十余名ニ上ツ
テ居リマス如此複雑ナル日滿關係ヲ處理スルノデアリマスカラ關係當
局ハ當初ヨリ極メテ慎重ナル態度ヲトリ又移讓セラルル職員ニ對シテ
モ深キ同情ト理解トヲ以テ善處シタノデアリマス
簡單ニ是迄内定シテ居リマスル措置案ノ大綱ニ付御説明申上ケマス

警察權ノ移譲ハ昨年ノ條約ニヨレハ遅クモ本年末迄ニヤルコトニナツ
テ居リマスカ關係要綱ニハ移譲前ニハ相互緊密ナル連絡ヲ爲スコト、
移譲後ハ日本人關係ノ警察處理ハ主トシテ日系警察官ヲシテ當ラシム
ルコト、配置、施設等ノ低下セサルコト、日滿兩國ノ警察ハ相互ニ共
助法ヲ講スルコト遂次制度ノ改善整備ヲ期スルコト、日本側ニ於ケル
警察處分ノ効力ハ其儘之ヲ有効ナラシムルコト、處理中ノ事項ハ書類
ト共ニ之ヲ滿側ニ引繼クコト、許可、認可證等ノ効力ハ其ノ儘之ヲ認
ムルモ必要ニ應シ書替ヲ命スルコトヲ得セシムルコト、附屬地其他ノ
警察廳ハ適宜配合ヲ爲スモ人事其他運用上ニ關シマシテハ萬全ヲ竭シ
遺憾ナキヲ期スルコト等ヲ定メテ居リマス
領事裁判權ハ準備出來次第早ク撤廢スル方針テアリマス六月中ニハ司
法法規ノ制定等滿側ノ準備モ整フ見込テアリマスカラ警察權ト同時ニ
年末迄ニ決行ノ豫定テアリマス
而シテ日本人ニ對シテハ是亦日系ノ裁判官力裁判ニ當ルコト特定ノ裁
判所及刑務所ヲ設クルコト司法共助ノ道ヲ講スルコト、司法權ノ獨立
ヲ尊重スルコト法權撤廢當時處理中ノモノハ日本側テ之ヲ定結スルコ
ト、從テ現在ノ施設職員モ當分ノ間ハ殘留セシメ差支無キコト、各種

登記及債務名義ノ効力ヲ其儘ニ滿側ニテ認ムルコト、捜査中ノ刑事々件
ハ書類ト共ニ滿側ヘ引繼クコト其ノ他現在滿洲ニ於テ本店ヲ有スル日本
ノ會社ハ其儘滿洲國ノ法人トナルヘキコトニ付規定シテ居リマス

附屬地行政權ハ警察權ト同時ニ滿洲國へ全部移讓シ其ノ結果關東局ハ縮少セラレ滿鐵ノ現在管掌スル土木、教育、衛生等モ移讓サレマス滿鐵ノ附屬地内施設ハ社業遂行上必要ナキモノ以外ハ全部引渡スノデアリマス但シ移讓後舊附屬地ノ施設ヲ低下セサルコトハ特ニ注意カ拂ツテアリマス

現在附屬地及其附近テ日本側ノ行使シテ居ル通信行政モ亦同時ニ移讓サルコトニナツテ居リ目下滿洲國側ハ制度ノ整備ヲ急イテ居リマスカ只外國關係業務ハ當分ノ間日本側ニ留保シ之ヲ滿洲國ニ委託スルノ形式ニ依リマス

以上ノ如クシテ原則トシテ治外法權ハ全面的ニ之ヲ撤廢シマスカ只兵事、教育、神社、行政ハ之ヲ留保スルコトニナツテ居リマス兵事ハ哈爾濱、新京、奉天、錦州、齊齊哈爾ニ軍ノ兵事機關ヲ置キ領事館ニ於テ補助的ニ援助ヲスル外各地ノ日系警務當局ヲ大使館囑トシテ事務ノ補助ヲサセルコトニ内定シ居リマス

教育ハ内地人並附屬地外朝鮮人學校約十四校ノ初等教育ハ總テ大体省ヲ中心トシテ學校組合ヲ組織シテ經營セシメ大使館ニ教務部ヲ置キ之

カ統制監督ヲナスコトニナツテ居リマス中等以上ノ教育ハ學校組合聯合會ヲ中央ニ置キ之ニ當ラシムル豫定デアリマス

神社行政ハ總テ日本側テヤルコトニナツテ居リマス

次ニ職員及施設ノ引繼ハ最重要視シ且慎重ニ取扱ツテ來タノデアリマス詳細ハ後刻説明アルコトト思ヒマスカ先ツ現在ノ待遇ヨリ之ヲ低下セシメナイコト及退職ノ際十分ナル方法ヲ講スルコト等ニ依リ引繼カレタル者モ日本官吏ト同様ノ精神ヲ以テ愉快ニ忠實ニ奉公シ得ル様ニ措置シタノデアリマス施設ハ大使館、關東局、滿鐵、總督府ノ分等極メテ多數ニ上ツテ居リマスカ滿洲國財政情態ヲモ考慮シ官舎以外ハ出來ル丈ケ無償テ引渡スコトニナツテ居リマス法權撤廢後ノ日滿關係調整ノ爲一般的相互共助ニ付テモ目下研究中デアリマスカ其ノ主ナルモノハ司法警察ノ共助、犯人引渡、日本側留保事項ノ援助課税上ノ共助等デアリマス

最後ニ只今迄申上マシタ諸要綱ニ關スル條約案モ本年一月立案ヲ了シ中央ニ進達シ目下中央ニ於テ審議中デアリマスカ十月頃迄ニ於テ間ニ合フ様急イテ出來得レバハ、九月頃調印ヲ了シ遅クモ十二月一日ヨリ

實施ノコトニ取運ヒタイト存シマシテ目下努力中テアリマス
以上概略ヲ申述ヘマシタカ要スルニ圓滿ナル移譲ヲ行ヒ法權撤廢ヲシ
テ形式的ニ終ラシメス眞ニ所期ノ目的ヲ達シ得ンコトヲ念願スルト共
ニ諸官ニ於カセラレテモ能ク外務省警察有終ノ美ヲ濟サレンコトヲ切
望シテ止マナイ次第デアリマス

佐藤東亞局第二課長挨拶

五月九日（第一日）

全滿警察署長會議ノ開催セラルルニ當リマシテ今日此所ニ出席シ諸官ノ
元氣ナ御姿ニ接シマスルハ本官ノ深ク幸トスル處デアリマス諸官カ平素
多數ノ部下ヲ統率セラレテ或ハ居留民ノ保護ニ任シ或ハ劔ヲ執ツテ匪賊
ノ掃蕩治安ノ維持ニ當ラレ或ハ思想方面ノ取締及露報事務ニ服セラルル
等銳意職務ニ盡精セラレ居リマスルコトハ佐藤外務大臣初メ本省主腦部
ニ於テモ極メテ多トシテ居ラルル次第デアリマシテ此ノ機會ニ於テ大臣
初メ本省ノ謝意ヲ諸官ニ傳達スルト同時ニ諸官ノ職務ノ一端ヲ分擔シテ
居リマスル私ト致シマシテモ厚ク御禮申上クル次第デアリマス。
滿洲國ノ法權撤廢モ既ニ間近ニ迫ツテ參リマシテ諸官ニ於カレテハ日常
公務ノ旁治外法權撤廢ノ準備ニ忙殺セラレテ居ラルルコトト想像致シマ
スルカ滿洲國ニ於ケル帝國ノ治外法權撤廢ハ御承知ノ通り既ニ國策トシ
テ決定セラレ既ニ其ノ一部分ハ實現ヲ見マシタ處デアリマシテ我々ト致
シマシテハ此ノ目的ニ向ツテ更ニ一段ノ努力ヲ爲シ以テ國策ノ遂行ヲ圓
滑ニ行ヒ友邦滿洲國ノ健全ナル發達ニ貢獻スヘキコト勿論デアリマスル
カ治外法權撤廢ノ結果滿洲國ニ移譲セラルル諸官ニ取ツテハ極メテ重ナ
ル關係ヲ有スル問題ノ多々存スルコトハ明デアリマシテ諸官ニ於カレテ

ハ種々御意見ナリ御希望ナリカ御有リノ事ト存シマス之等ノ點ニ付キマシテハ全滿ノ領事諸君ハ素ヨリ在滿大使館及本省ニ於キマシテモ凡有努力ヲ致シテ出來得ル限り諸官ノ希望ニ沿フ様努メテ來タ次第テアリマシナ私ト致シマシテモ客年正月間島、哈爾濱、吉林ニ於ケル署長會議ニ列席ノ際諸官ノ述ヘラレタル各般ノ御希望ニ對シ之カ實現ニ努力シ來ツタ積リテ居リマス又今後ト雖モ各般ノ情勢ニ照シ出來得ル限り諸官ノ御希望ニ沿フ様努力ヲ續ケル積リテアリマスルカラ諸官ニ於レテモ一身上ノ問題ハ凡テ上局ノ措置ニ一任セラレ銳意職務ニ全力ヲ盡サレン事ヲ希望スル次第デアリマス。而シテ之カ爲ニハ御互ニ意思ノ疏通ヲ計ル事カ必要デアリマスルカ幸今日ヨリ三日間諸官カラノ忌憚ナキ御希望モ拜聽シ又私ト致シマシテモ出來得ル限りノ事ハ説明申上ケル機會ヲ得マシタノテ細カイ事ハ其ノ際ニ讓リタイト存シマスルカ終ニ當リマシテ再ヒ今後トモ從來ト變リナク又最後ノ一日迄些ノ緩ミモナク職務ノ執行ニ當ラレ以テ外務省警察有終ノ美ヲ爲サレン事ヲ茲ニ重ネテ御願ヒ致ス次第デアリマス。

三浦第一課長挨拶

五月九日（第一日）

今回各位ノ遠路御來集ヲ煩ハシマシテ久々テ御目ニ掛ルコトヲ得マシタコトハ吾々警務部員一同ノ深ク欣懷トスル所デアリマス。先ツ以テ各位カ夫々第一線ノ任務ニ就カレ内外時局重大ノ際日夜滅私奉公ノ誠ヲ竭サレツツアルコトニ對シマシテ衷心ヨリ敬意ヲ表シマス此重大時期ニ當リ在滿外務省警察官トシテ如何ナル心掛ヲ以テ如何ニ善處スヘキ乎ニツキマシテハ先刻參事官閣下並警務部長閣下ヨリ夫々懇篤ナル御訓諭カアリマシタカラ重ネテ駄足ヲ加ヘルヤウナコトヲ申述ヘルコトハ差控ヘマシテ唯各位ノ御身上ニ振リカカリツツアル移讓問題ニツキマシテ一言所見ヲ披瀝致度イト存シマス。移讓ノ時機モ一日ト切迫致シマシテ謂ハハ火ノ粉カ頭ニフリカカツテ參ツタヨウナ今日デアリマス在滿職友諸君モ定メテ氣カ氣テ無イヤウナ思ヒラシテ居ラレルコトトオ察シ致シマス。幾度思ヒ返ヘシテミマシテモ今回ノ移讓ト云フ出來事ハ職ヲ警察ニ奉スル各個人ニトリマシテ直接ニ君國ニ奉公ヲ盡スコトヲ得ル榮譽アル身分地位ヲ永久ニ喪失スルモノデアルハカリテナク外警ノ制度ソノモノト致シマシテモ滿洲ニ關スル限りソノ光輝アル歴史ノ頁ヲ全ク閉チルコトト

ナルノテアリマスルカラ私情トシテハ誰シモ物憂キ感ナキヲ得ナイ所テ
アリマシテ其ノ運命ニ置カレタモノカ云ヒ知レヌ「センチメンタル」ナ
感情ヲ沸カスコトハ誠ニ無理ノナイ所トシテ重々御同情ヲ吝シマヌ次第
テアリマス。

然シナカラ曩ニ間島、哈爾濱及吉林ト前後三回ニ亘ツテ開カレタ署長會
議ニ於テ卑見ヲ申述ヘ深ク各位ノ御勸考ヲ求メテ置キマシタ通此ノ問題
ニ就イテハ骰子ハ既ニ投ケラレタノテアル外警ハ既ニ運命ノ河ノ岸ニ立
タサレタノテアル諸君ハ最早ヤ躊躇逡巡シテ居ルヘキテ無ク勇躍シテ此
ノ河ヲ渡ラネハナラナイノテアル外警諸士ハ今ヤ須ラク安心立命ノ心境
ト堅固不拔ノ覺悟トゾウシテ豁達明朗ナル氣分トヲ以テ河ノ彼岸ニ連ツ
テキル新境地ノ開拓ニ向ツテ勇マシク發足スルノ肚ヲ練ルヘキ秋ニ正ニ
際會シテキルモノト信シマス。

移讓ノ際ニ於ケル日本政府ノ退職者ニ對スル待遇並滿洲國側ノ引繼條件
等ニツキマシテハ豫テ各位ヨリ出來得ル限り速ニ發表周知アリ度キ旨ノ
御希望モアリ當方ト致シマシテモ發表出來得ル時機ニ達シマシタナラハ
一日モ速ニ御知ラセスルコトニ御約束致シテ置イタ次第デアリマス。此
會議ヲ機會ニ右ノ御約束ヲ果タスコトヲ得ルニ至リマシタコトハ私トモ
ノ欣幸ト存スル所デアリマス。

右ノ内日本政府ノ待遇就中退職賜金ノ問題ニツキマシテハ種々ノ波瀾曲
折ヲ經マシタ末昨年十二月東京ニ於テ政府ノ方針カ決定セラレ之カ實施
ニ關スル手續等ハ目下關係當局ニ於テ手配中デアリマス決定事項ノ内容
ニツキマシテハソノ當時既ニ警務部長カラ通達濟ノコトテモアリマス。カ
ラ茲ニ贅言ヲ費サヌコトニ致シマス。

退職賜金ノ額等ニツキマシテハ色々ノ關係テ警察官一般ノ當初ノ御要望
ヲ満足セシメル程度ノ解決ヲ遂ケルコトヲ得ナカツタコトハ此ノ問題
ノ實際的折衝ニ當ツタ者ノ一人ト致シマシテ私ハ誠ニ慚愧ノ至リニ存シ
テキル次第デアリマス。然シコレニハオ話申セハ非常ニ長クナリマス。カ
ラ申述ヘマセヌカ種々複雑困難ナ内部的事情カ伏在シテキタノデアリマ
シテ現地テ當然ト考ヘルコトモ中央テハ必スシモソウハ參ラサル關係モ
アリ不肖私トモノ微力テハ勿論ノコト外務省對滿事務局ノ共同戰線ヲ以
テ致シマシテモコレ以上有利ナ解決カ出來ナカツタ次第デアリマシテ此
點ハ何卒御諒承ヲ願ツテ置キタイト存シマス。尙其際御書面又ハ電報テ
私共ニ對シマシテ過褒ノ御言葉ヲ寄セラレタ向モ澤山アリマシテ却テ痛
ミ入ツテ居ル次第デアリマシテ此機會ニ併セテ御禮ヲ申述ヘテ置キマス
次ニ引繼條件ニ關スル滿洲國側トノ交渉モ漸ク先月半頃ニナツテ大綱方
針ノ事務的折衝ヲ終ヘマシテ之カ實施適用ニ關スル具體的問題ノ一二ヲ

獲スノミテ殆ト結著ヲ見ルニ至リマシタ此問題ノ交渉ニ當リマシテハ今
同ノ警察移讓ノ特異性ヲ始終念頭ニ置キ引繼カルヘキ人々ノ利益ヲ保持
伸長スルト同時ニ引繼カレタ後ニ於テ安シテ職務ニ執掌シソノ能率ヲ
増進セシメルコトヲ最大ノ目標トシテ關東局側ト緊密ナ連絡ヲ保チナカ
ラ一方滿洲國側ノ立場ヲモ充分尊重シテ最善ノ努力ヲ傾注致シタ積リテ
アリマス。

決定サレマシタ事項ノ内容ハ複雑多岐ニ亘ツテオリマスノテ此席テ私カ
ラ概説申上ケルヨリハ別ニ懇談會ヲ開イテ詳細御説明申上ケル方カ宜シ
カラウト存シマシテ左様取計フコトニ致シマシタカラ御承知ヲ願ヒマス
唯此問題ニツキマシテモ私共ノ微力ノ致ストコロ各位頭初ノ御要望ニ副
ヒ得ナカツタ點カ多アルテアラウトヲ恐レルノテアリマスカ一方ニ
於テ關東局トノ連絡協調ノ上ニ於キマシテモ警察官ノ待遇警察機關ノ機
構並配置ノ態様等ニ於テ外務省關東局ノ間ニハ著シク趣ヲ異ニスル點カ
多々アリマシテ從ツテ個々ノ問題ノ處理ニツイテモ兩廳ノ間ニ利害關係
ヲ異ニシテ足並カ揃ハヌ場合モ度々起リマシテ滿洲國側トノ交渉上大ナ
ル困難ニ遭遇シタヤウナ場合モ一再ニシテ止マラナカツタノテアリマス他
面滿洲國側ニ於キマシテモ吾々ノ極力主張シタ移讓ノ特異性ナルモノニ
對シ充分ノ認識ヲ以テ臨ンタヤウニ思ハレマスケレトモ警察官ノ採用及

ト待遇ニ關スル現行規定並現ニ奉職シツツアル警察官ノ待遇トノ均衡ノ
問題等ヲ初メトシ其他種々複雑ナル内部の事情ニ制セラレマシテ責任當
局ト致シマシハ日本側ノ主張ヲソノ儘受ケ容レルゴトカ出來ナイ立場ニ
置カレタヤウナ關係モアリマシテ旁々交渉カ意外ニ難澁ヲ極メ從ツテソ
ノ決定ニモ豫想外ノ遷延ヲ來シタ次第デアリマス。

以上ハ敢テ吾々ノ微力ニ因ル不結果ヲ蔽ハントスル辯解ノタメニ申述ヘ
ルノデアリマセス決定事項ノ内容ニ對スル御批判ハ後テ篤ト承ハルコト
ニ致シマスカ世ノ中ノ物事ト云フモノハ仲々自分ノ理想通りニハ行カス
トノ様ナ仕事デアツテモ當初ノ掛聲通ニハ進マヌモノデアルト云フコト
ヲ此問題ニツイテモ玩味シテ戴キタイト存スル次第デアリマス。尙此問
題ノ交渉中警務部係員カ主任者ヲ助ケ材料ノ調査作成等ニツキ連日涙ク
マシキハカリノ奮闘ヲ續ケマシタ事實ヲ此ノ席ニ御披露致シマシテ主任
者タル吾々ノ謝意ヲ表スルト同時ニ聊カ我田引水ノ嫌ハアリマスケレト
モ各位ヨリモソノ努力ヲ買ツテ頂キ度イト存スルノデアリマス。

サテ移讓ノ實施ハ泣イテモ笑ツテモアト僅々數ヶ月ノ將來ニ迫ツテ居リ
マス、中華民國在勤者トノ間ノ詰替ヘ其他人事上ノ事前ニ於ケル移動工
作ハ會後或ハ例外的ニ若干行ハルルコトカアリマシテソレハ飽ク迄例外
タルノ範圍ヲ出テナイノデアリマス又殘務整理ニ當ルヘキ者モ相當數カ

見込マレテ居リマス。コレトモ整理ノ仕事ト期間ノ終了後一般ノ引繼職員ト同様ノ條件ヲ以テ後カラ移讓サレルノハ申スマテモナイノデアリマス。尤モコレラ後カラ移讓サレル人々カ滿洲國入りノ時期カ遅レル故ヲ以テ先ニ引繼カレタ者ノ後塵ヲ拜セナケレハナラヌ様ノ不都合ヲ來サヌヤウ豫メ萬善ノ處置ヲ講スヘキハ當然デアリマス。尙又領事館其他在滿外務系統機關ニ資格ヲ變更シテ殘留セシメル者モ若干アルヘキコトハ豫想セラレマス。カ是トモ極ク少數ニ止マル見込テアリ要スルニ現ニ滿洲國ニ在勤スル者ハ原則トシテ擧ケテ滿洲國ニ引繼カルヘキ運命ニ在ルモノト御承知ヲ願ハネハナラヌ次第デアリマス。

而シテ引繼ノ實行ニ當リマシテハ原則トシテ現在ノ配置狀態ヲ變更スルコトナクシテ之ヲ行フコトニナツテ居リマス。カ引繼カルヘキ人々ノ引繼後ニ於ケル職務遂行上ノ便宜滿洲國側在來ノ警察官トノ折合其他各般ノ問題ヲ充分考慮シ現地ノ實情ニ即應シ各官ノ御希望等ヲモ出來ルタケ尊重シ滿洲國當局トモ隔意ナキ協議ヲ遂ケタ上成ルヘク早キ時期ニ於テ能フ限り完全ナル移讓體形ヲ作り上ケルヘク最善ノ竭ス心算テ目下着々計劃ヲ進メテ居リマス。

是等移讓ノ最後の準備ニツイテノ具體的諸事項ニ關シマシテハ何レ別ニ開カルヘキ懇談會ニ於テ篤ト各位ノ御意見ヲ承ハリ且御相談モ致シ度イ

ト存シマス。カ此席テハ是以上申述ヘルコトヲ差控エマス。カ最後ニ唯一點此機會ニ於テ特ニ各位ノ切實ナル御勸考ヲ願ツテ置カナケレハ成ラヌコトヲ附言致シマス。申ス迄モ無ク警察權ノ移讓カ無事圓滿裡ニ行ハレルカ否カハ此ノ治外法權ノ撤廢ト云フ大事業カ世界環境ノ裡ニ在ツテ物ノ見事ニ完成サレルカ但シハコノ劃期的事業カ拭フヘカラサル汚點ヲ印セラレルニ終ルカラ決スル最大ノ要因タルモノデアリマス。從ツテ移讓事務ニ携ハル者ノ善處ヲ要スルハ勿論ノコト移讓サレル者自身トシテハ最も緊張シタ精神狀態ヲ以テコノ大業ノ成就ニ參劃セネハ成ラヌコトハ當然ノコトデアリマス。又一方カラ考ヘマス。ルト在滿外警カ華々シクソノ千秋樂ノ舞台ヲ閉チルニ當リマシテ聊カノ醜態ヲモ暴露スルコトナク立派ニ有終ノ美ヲ濟スト云フコトハ外務省警察官タル者ノ名譽ト面目ニカケマシテモ是非共成シ遂ケナケレハ成ラヌトコロテアルト信シマス。然ルニ斯ノ如キ重大ナル變轉期ニ際シマシテハ動モスレハ士氣ニ弛緩ヲ來シ又ハ職務ニ對スル熱意ヲ失フト云フヤウナコトハ世上兎角アリ勝チノコトデアリマシテ其ノ結果思ハヌ職務上ノ失態過誤ヲ仕出來カスコトカ珍ラシク無イノデアリマス。此際關係者上下心ヲ一ニシテ左様ノ見苦シイ結果ヲ見サルヤウ嚴ニ自重自戒セネハナラヌコトデアリマス。若シ夫レ此ノ重大ナル時期ニ在リ乍ラ徒ラニ不安動搖ノ虞トナリ自己ノ利害ヲ計ルニ急

ニシテ國策ノ眞意ヲ忘レ不知不識自暴自棄ニ陥リソレカ爲メニ警察官
トシテアルマシキ破廉恥の失態ヲ惹キ起スカ如キ者カアルトシマスルナ
ラハ外警ノ威信面目ニ永久拭フヘカラサル泥ヲ塗ルモノタルニ止マラス
大ニ致シマシテハ實ニコノ治外法權撤廢ナル大事業ニ一大汚點ヲ留メル
モノデアリマシテ臍ヲ嚙ムモ及ハサル遺憾事デアルト申サネハ成リマセヌ
斯ヤウナコトハ誠ニ平易ナ道理デアリマシテ誰シモ百モ承知シテキルト
コロデアリマスカコノ判リ切ツタ道理カ往々ニ行ハレヌ場合モアリマス
ノテ念ニハ念ヲ入レヨト云フ意味ニ於テ特ニ各位ノ御賢慮ニ訴フル次第
デアリマス。冀クハ各位ニ於テハ宜シク身ヲ以テ範ヲ垂レ最後ノ幕ニ至
ルマテノ大事ナ數ヶ月ノ間部下一般ノ士氣ノ作興紀律ノ振肅ニ向ツテ此
上トモ一段ト御工夫ヲ凝ラサレ最善ノ御努力ヲ傾注セラレンコトヲ衷心
ヨリ要望イタシマス、同時ニ此機會ニ在滿外警ノ根幹タル署長各位ノ一
層ノ御健康ト御奮勵トヲ切ニオ祈リシテ私ノ御挨拶ヲ終ルコトニ致シマ
ス

(終)

京橋駅前下宿舎問題

秘

新設住宅供給法制定後要領

昭和一二・一二・二三
移民事務處理委員會決定

「満洲ニ於ケル新設住宅供給要領」ニ基ク移民人募集移民ノ統制並
安定ハ左記方針並要領ニ據リ實施スルモノトス

第一 方針

滿洲國ニ於ケル朝鮮人募集移民ノ統制並ニ安定ハ次ノ順序ニ基

據リ實施スルモノトス

(一) 朝鮮国内ヨリノ新設住宅供給ノ統制

(二) 朝鮮国内既住移民ノ統制

(三) 同島、東遼道地区ノ既住者ノ安定

(四) 同島、東遼道地区外ノ既住者ヲ安定

第二 要領

一、朝鮮国内ヨリノ新設住宅供給ノ統制

(一) 募集目的トシテ入滿スル朝鮮人移民ノ收容戸數ハ毎年概
ネ一萬戸以内ニ於テ移民募集委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定

B-0223

0300

- (一)朝鮮總督府ハ毎年營農ヲ目的トスル入滿志望者ヲ詮衡ノ上適當ト認ムル者ニ限リ前號収容戸數ノ範圍内ニテ移住證明書ヲ交付ス
- (二)日滿兩國政府並關係機關ハ前號移住證明書ヲ所持セサル鮮ヲ入滿セシメサル條效適切ナル手段ヲ講スルモノトス
- (三)滿鮮拓殖公司ハ該メ間島、東邊道廿三縣ノ地區内ニ入植地ヲ取得準備ス
- (四)移住證明書ヲ所持スル鮮農ニシテ間島東邊道地區以外ニ入植スル者ニ付テハ滿洲國政府ニ於テ之ヲ指導統制スルモノトス
- ニ滿洲國內既住鮮農ノ統制及安定
- (一)各縣既住鮮農ハ一定期間内ニ所屬警察官署ニ居住届出ヲ爲シ新規入植者ハ入植後速ニ右ニ準シ届出ヲ爲スモノトス
- (二)國境地帯(國境ヨリ四〇吉以内ノ地域)内既住鮮農ノ取扱ハ別ニ定ムル所ニ依ル
- (三)左ノ縣農ハ間島、東邊道二十三縣又ハ別ニ定ムル集結指定地

域ニ移住安定セシム

- (イ)各縣ニ散在又ハ浮動スル鮮農
- (ロ)國境地帯内ヨリ他ニ移轉セシムヘキ鮮農
- (ハ)日本内地人入植豫定地ヨリ他ニ移轉セシムヘキ鮮農
- (ニ)政府ノ指示ニ基キ既ニ集團統制セラレアルモノ及集團部落ヲ結成シツツアルモノハ現在地ニ於テ積極的ニ統制シ安定セシム
- (五)前二號ノ移住及移住地經營ハ原則トシテ滿鮮拓殖公司之ニ當ル

三 移住地ノ經營

- (一)間島、東邊道地區ニ於ケル小作鮮農ハ速ニ自作農トシテ安定セシム
- (二)移民村ノ經營ハ自作農ノ制定ヲ目標トス
- (三)移民地ハ原則トシテ集團部落ヲ建設セシム

備考

- 一、滿洲國ハ遠ニ集結指定地域ヲ決定スルモノトス
- 二、鮮州ハ本要領ニ基キ事業計畫並鮮長移民農村經營要領ヲ定ムルモノトス
- 三、本要領ハ昭和五年度ヨリ實施スルコトトシ本年度中ニ實施シ得ル事項ハ遠ニ之ヲ實施スルモノトス
- 四、本年度ニ於テハ國境地带及内地人移植指定地ニ新規入植セシメサルト共ニ努メテ同地、東遼道地區ニ入植セシムルヲ指導ス
- 五、本要領ハ營農ヲ目的トスル朝鮮人ノミニ適用スルモノトス

附 帶 決 議

鮮長移住統制並安定實施要領ハ原案ノ通り可決スルコトトシ之カ實施ノ細部ニ付テハ朝鮮總督府ト別ニ協議ス

滿洲國ニ於ケル鮮農取扱要領 昭和一一、八、二四
關東軍司令部

一、全滿ノ最新地ヲ鮮農取扱上ノ見地ヨリ次ノ三地區ニ區分スル
コト

- (1) 鮮農ノ入植ヲ指導援助スヘキ地區
- (2) 國防上鮮農ヲ入植セシメサル地區
- (3) 其他ノ地區

二、第一項第一號ノ地區ニ對スル鮮農ノ取扱ハ次ノ要領ニ依ルコト

- (1) 鮮拓ノ該地區ニ於ケル鮮農用地ノ取得ニ對シテハ之ヲ積極
的ニ援助スルコト
- (2) 鮮拓ヲシテ他地區ニ於ケル鮮農ヲ本地區ニ誘導セシムルコト

三、第一項第二號ノ地區ニ對スル鮮農ノ取扱ハ次ノ要領ニ依ルコト

- (1) 鮮農移殖ノ爲新規ニ土地ヲ取得シ又ハ入植セシムルコトナキ
コト
- (2) 既ニ入植シアル鮮農ニ對シテハ鮮拓等ニ於テ成ルヘク速ニ之

ヲ他ノ地區ニ移殖集結セシムルコト

四、第一項第三號ノ地區ニ對スル鮮農ノ取扱ハ次ノ要領ニ依ルコト

- (1) 内地人移民ノ入植決定地區ニ對シテハ原則トシテ華人ノ移住
ヲ認メス已ニ入植セル鮮農ニ對シテハ條件附短期更改ノ小作
契約ヲ爲サシメ逐次他地區ニ移殖集結セシムルコト
- (2) 前號ノ地區以外ノ地區ニ對スル鮮農ノ取扱ハ舊メテ地境毎ニ
集結セシメ且先住民トノ協合ヲ爲サシムル爲適當ナル統制ヲ
加フルコト

備考

一、第一項第一號及第二號第四號第一號及第二號ノ地區ノ區分
ハ附圖ニ依ル

二、滿洲國軍屯田兵タルモノノ取扱ニ對シテハ別ニ定ム

民總發第一九四三號（民拓一々發第七九號）
康德三年十二月廿二日

民政部總務司長 大津敏男

殿

鮮農ニ對スル暫行農業自由移民取扱規則適用ニ關スル件

鮮農ノ入植ヲ指導援助スヘキ地域ハ康德三年十一月廿七日附民總發第一九〇四號「滿洲ニ於ケル鮮農取扱要領」ニ依リ間島、東邊道地區廿三縣ト定メラレタルヲ以テ右以外ノ地區所轄ノ縣旗市公署ニ對シ暫行農業自由移民取扱規則第五條ニ依リ「鮮農移民ノ届出又ハ認可申請アリタル場合ニ於テハ當該縣旗市公署ニ於テハ當分ノ内右届出並ニ認可申請ノ受理ヲ差シ控ヘ」該届出人又ハ認可申請人ニ對シ

右指導援助スヘキ地區内ニ於テ改メテ營農計劃ヲ樹テ所轄縣公署ニ所定手續ヲ爲スヨウ指導相成度 尙已ムヲ得サル特別ノ事由アリテ指導援助スヘキ地區以外ノ地區ニ於テ鮮農ノ入植ヲ認ムル必要アル場合ハ其經營面積五十陌以上ノモノハ固ヨリ十五陌未満ノモノト雖モ本部ニ經伺ノ上處置相成度

民拓發第二一六號

康德三年十一月十日

民政部拓政司長 森 重 干 夫

省公署總務廳長 殿

農業自由移民取扱規則實施上ノ注意ニ關スル件
朝鮮自由移民取扱規則實施ニ當リテハ左記各項御留意相成度

記（別紙）

- 一、規則第五條ノ認可願出アリタル中ハ内容審査ノ上優良堅實ト認メタルモノハ可成迅速簡易ニ認可取扱ノコト
殊ニ堅實ナル日本内地人ノ自作農移民ニ對シテハ第八條ノ條件ノ如キモ可成附セサルコト
- 二、規則第五條ノ認可願出及届出ニ際シテハ可成認可願出者並ニ届出者ノ便宜ヲ計ルコト
- 三、規則第五條ニ依リ認可シタル中ハ一ヶ月以内ニ關係書類寫ト共ニ省公署ヨリ本部ニ報告シ縣旗市ニ届出ノモノモ右同様一ヶ月以内ニ縣旗市公署ヨリ本部ニ報告ノコト
- 四、朝鮮人自由移民ニ對シテハ民總發第一四七三號（民拓二發第五三號）在滿朝鮮人指導要綱細目實施迄ノ間ハ十五陌以上五十陌未滿ノモノト雖モ本部ニ經伺ノコト
- 五、朝鮮人自由移民ハ日本人自由移民用地（現在ノ所其豫定地）内ニ於テハ之ヲ認可セス又届出アリタル場合ニ於テハ營農着手前遲滞ナク

他ノ地域ニ移轉セシムル様適當ナル措置ヲ講スルコト
 六、勃海灣沿岸地方ニ於ケル水田ノ經營ニ付キテハ鹽増産ニ關スル財政
 部鹽田計劃トノ關係上當該地域ノ届出ノ受理並ニ認可ニ際シテハ事
 前ニ本部ニ經伺ノ事

鮮農移住統制並安定實施要領細目

(昭和一二、四六)

「鮮農移住統制並安定實施要領」ノ實施ハ左ニ依ルモノトス

一、鮮農集結地域ハ第一次のニ左ノ各縣ヲ定ム

奉天省	開原縣	鐵嶺縣	西安縣	西豐縣
吉林省	永吉縣	額爾縣	敦化縣	雙陽縣
遼寧省	懷德縣	舒蘭縣	輝甸縣	
遼寧省	寧安縣	綏化縣		
龍江省	泰來縣	洮南縣		
興安省	通遼縣			

二、前項地域ニ於テハ移住證明書ヲ所持スル鮮農ノ新規入植ヲ認メ「暫
 行自由移民取扱規則」ヲ適用スルノ外自作農創定其他鮮農安定ニ關
 スル諸施設ヲ爲スコトヲ認ムルモノトス
 三、前第一項地域ハ日本内地人移民用地整備要領ニ基キ指定スル日本移

民用地以外ノ地域トシ該地域ハ滿洲拓植會社モ亦必要ニ
地ヲ取得シ得ルモノトス
四「鮮農ノ入植ヲ指導援助スヘキ地域」並「集結指定地」以外ニ於
ケル鮮農ハ左ノ通り取扱フモノトス、但國境地帯内ヲ除ク
イ、新規入植ハ認メサルモノトス
ロ、既住鮮農ニシテ集團統制セラレアル農村ハ現狀ノ儘安定セシム
ハ、既住鮮農ノ自作農創定ニ付テハ民政部大臣ノ認可ヲ受ケ滿鮮拓
植公司ニ於テ之ヲ實施スルモノトス、但自力ニテ自作農タラン
トスル者ハ妨ナシ
ニ、散在又ハ浮動シアル鮮農ニシテ他ニ移轉セシムルヲ必要トスル
者ハ民政部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ實施スルモノトス

昭和十三年五月十日

在新京日本大使館
高橋朝鮮課長

各警察署長殿

配布書類訂正ノ件

本日會議ノ席上ニ於テ配布セル當課關係書類中「鮮農移住統制並安
定實施要領細目」(昭和十二、四六)ノ末尾ニ左記備考脫漏シ居タ
ルニ付乍御手數御書込ミ相煩度

記

備考

一、民拓發第二一六號「農業自由移民取扱規則實施上ノ注意ニ關
スル件」中第四項及第五項並ニ民總發第一九四三號「鮮農ニ

B-0223

對スル暫行農業自由移民取扱規則適用ニ關スル件」ハ滿洲國ニ
於テ直ニ廢止スルノ手續ヲナス

金井民政部警務司規劃課長挨拶要旨 五月十一日(第三日)

全滿外務省警察署長會議開催ノ機會ニ若干才願シ度イト存シマス。
別ニ具體的ニ案モナクドウシテ下サイト云フコトモアリマセンカ治廢間
顯ノ根本問題ハ就ニ定マツテ居リマスカ之カ實施ニ就テ如何ニスレハ支
障ナク圓滑ニ出來ルカニ就テ御意見ヲ承リ度イト思ヒマス。
移讓準備ハ私ノ方テ大體ヤツテ參リマシタカ機構ノ整備、統制ノ準備ニ
就テハ種々現地ノ意見ハ聞イテ居リマスカ日本側トノ連絡ヲ缺キマシタ
ノテ實施上今後尙研究ヲ要スルコトト存シマス。
曩ニ大使館ニ於テハ待遇條件ノ大綱モ決定セナイ前ニ現地ニハ餘リ立入
ツテノ調査ヲ差控ヘテ貰ヒ度イトノ御意見タツタノテ此ノ署長會議ノ席
上話シテ貰ヒ度イト思ヒマス。
第一移讓ニ就テ重大問題ハ職員ノ配置テアリマスカ之ハ根本方針ハ現配
置ヲ變ヘナイト云フノデアリマス。滿側ノ現地ノ意見ニ依レハ現在ノ領
警ノ配置ヲ多少變更セネハナラヌト云ツテ居マスカ私ノ方テハ根本的方
針ニ依ツテ領警ノ現配置ヲ變ヘナイ積リテ日本側ノ意向ヲ強ク入レテ立
案シテ居リマス。
尙具體的配置ハ充分ナル検討ヲ要シマス。

其他重要問題トシマシテハ法令關係テアリマス。滿洲國トシテハ取締法規其他重要ナルモノハ着々進捗シ遅クトモ六月末迄ニハ公布ノ豫定テアリマス。カ目下機構問題等拾頭致シマシテ仲々思フ様ニハ参リマセン。滿側ニ於テ法令ヲ作ルニハ日本側ト協議シテヤルコトニナツテ居リマス。從來ノ日本法令ト滿側ノ法令トノ喰違ヒノアル場合ハ一定ノ猶豫期間ヲ設ケテ滿側ノ法令ニ一本ニ致シ度イト思ヒマス。

法令ノ調製問題ハ一ツノ問題トシテ殘ツテ居リマス。

警察ノ方面ヨリ考察シマスレハ法規ノ制定ヨリモ其ノ運用如何ニアリマシテ現地各機關ノ方針ノ如何ニ依リ自ラ相違カアリマス。

故ニ最モ大ナル影響カアルカラ之等ノ問題ハ現地ニ於テ充分連絡協調シテ住民ニ迷惑ヲ掛ケヌ様ニ致シ度イト存シマス。

尙領事館ノ館令ノ如ク滿側ニ於テモ省令ニ依ツテ取締ヲナシテ居ルモノモアリマス。

次ニ移讓近ツキ事務ノ引繼等ノ問題モアリ之ヲ如何ニスルカハ相當多岐複雑ト考ヘマス。テ日本側ノ書類其ノ他引繼準備ヲ要シマス、コレニ就キマシテハ兩者趣ヲ異ニスル爲仲々複雑テアリマス。カラ相互ニ連絡ヲ密ニセラレンコトヲ望ミマス。

愈々滿洲國ト合體後ノ開廳準備モ必要テ例ヘハ机、椅子等ノ細イ問題モアリマス。

廳舍等ノ關係モアリマス。是迄領事館トハ直接話會ハナイ様ニナツテ居ルノテ充分ニ行ツテ居リマセン。廳舍ノ關係等ハ目下現地ニ於テ調査中デアリマス。

次ニ廳舍留置場等ノ施設ノ處理ニ就テ申上ケマス。

留置場ハ滿側ニ於テモ種々改善ニ力メテ居リマス。カ現在ノ滿洲國トシテハ急速ニ改善スルコトハ至難デアリマス。場所ノ選定等ニ關シテモ夫々研究ヲ望ミマス。此等ノ問題ハ兩者協同シテ圓滑ニ處理ヲ要シマス。私等ノ考ヘトシテ邦人ノミニ重點ヲ置イテ取締ツタ氣分ト滿人ヲ併セテノ取締方針トハ相當懸隔カアルト思ヒマス。之ヲ諸君カ滿側警察官トシテ如何様ニスルカニ就テ豫メ幹部ハ元ヨリ下級者ニ至ル迄充分御準備ヲ願度イノデアリマス。之ニ關シ從來滿側ニ於ケル指導方針ニ關シ現地ニ於テ充分檢討セラレンコトヲ望ミマス。

取締法規等モ諸子ヨリ見レハ滿側ノ從來ノモノハ日本人ニ對スル取締上ノ心構カ充分テナイコトハ前ト同様デアリ。撤廢後ハ日本人ヲ加ヘタル取締方針即チ兩者混同シタルモノニ關シ檢討セラレ現地ニ於テ如何

ニシテヤルカト云フコトカ重大問題デアリマスカラ之カ爲省公署へ囑
託トシテ二名位差當リ入ツテ貰ヒ度イト思ヒマス。
コノ事ニ就テハ大體大使館ノ了解ヲ得テ居リマス。
移讓期モ漸次切迫シテ参リマスカラ各機關毎ニ專任的ニ若干名ノ連絡
員ヲ設ケテ其ノ衝ニ當ラシメタイト思ヒマス。コレニハ人事ノ都合上
可成異動セナイ様ナ人ヲ選拔シテ頂キ度イト思ヒマス。
コレニ關シマシテ若シ私ノ希望ヲ容レテ頂ケハ省ノ方ヘモ右様通達致
シマス。
連絡機關ハ現在ニ於テハ省公署ヲ中心ニシテ漸次地方各機關ニモ伸ス
方針デアルカラ何卒宜敷オ願致シマス。

移讓警察職員ノ身分待遇ニ關スル協議内定事項
(外務省關係)

(極 秘)

移讓警察職員ノ身分待遇ニ關スル協議内定事項（外務省關係）

一 任用採用資格

任用及採用資格ハ引繼當時ニ於ケル元資格及元俸給ヲ基礎トシテ左ノ各號ニ依ル但シ名譽昇進又ハ名譽昇給ヲ含マズ

第一項 高等官ニ任用スル者
警視タル者

第二項 一般ノ權衡ヲ考慮ノ上高等官ニ任用シ得ル者

(イ) 日本高等試験ニ合格セル者

(ロ) 警部（本來警察官タル者ニシテ現ニ屬、通譯生タル身分ヲ有スル者ヲ含ム以下同ジ）トシテ三年以上在職シ五級俸以上ヲ受クル者但學歷、職歴、人物、技倆等特ニ優秀ナル者ニシテ一般ノ權衡上支障ナキ者ハ本條件ニ達セザル者ト雖モ高等官ニ任用スルコトヲ得

第三項 警佐及屬官等ノ委任官ニ任用スル者

(イ) 前項ノ條件ニ該當スルモ高等官ニ任用セザル警部タル者

(ロ) 前項ノ條件ニ該當セザル警部タル者

(ハ) 警部補在職一年半以上ノ者

但シ學歷、職歴、人物、技倆等特ニ優秀ナル者ニシテ一般ノ權衡上支障ナキ者ニ付テハ本條件ニ達セザル者ト雖モ證衡ノ上任用スルコトヲ得

第四項 警尉（巡官ニ相當シ委任官）ニ任用スル者

(イ) 前項(ハ)ニ該當セザル警部補タル者

(ロ) 考試試験ニ合格後一年以上經過シタル巡查部長及巡查

(ハ) 日本專門學校令ニ依ル專門學校以上卒業ノ學歷ヲ有スル巡查部長及巡查ニシテ在職三年以上ノ者

(ニ) 巡查部長試験ニ合格シ又ハ判任文官ノ資格ヲ有シ巡查部長在職二年半以上ノ者

(ホ) 前各號ニ該當セザル巡查部長及巡查ニシテ警察官トシテ五年以上在職シ學歷、人物、手腕、力量等特ニ優秀ニシテ任官ノ實力充分ナル者ハ證衡ノ上任用スルコトヲ得

第五項 警尉補（假稱ニシテ委任官待遇）ニ採用スル者

(イ) 前項(ロ)及(ニ)ニ該當セザル巡查部長及巡查

(ロ) 巡査部長及巡査ニシテ警察官トシテ三年以上在職セル者
第六項 警長ニ採用スル者

前項(ロ)ニ該當セザル巡査部長及巡査
第七項 警士ニ採用スル者
押丁、警察傭員

三、任甲俸給

任用俸給ハ康德四年二月二十七日(昭和十二年)ノ俸給(本俸精勤加俸ヲ含ム)ニ對シ左ノ割合ニ依ルモノトス
ノ高等官ニ任用セラルル者ノ俸給ハ一應個々ニ査定スルモノトス
2. 委任官ニ任用セラルル者

甲、日人俸給(本俸津貼ヲ含ミ本俸ハ俸給ノ 519 トス)
(イ) 警部警部補ヨリ委任官ニ任用セラルル者ノ俸給ノ割合

(ロ) 巡査巡査部長ヨリ巡官ニ任用セラルル者ノ俸給ノ割合
三〇、二〇

乙、鮮人俸給(本俸津貼ヲ含ミ本俸ハ俸給ノ 三〇、八二 517 トス)

(イ) 警部警部補ヨリ委任官ニ任用セラルル者ノ俸給ノ割合
(日人俸給ノ 779 トス) 二三、四八

(ロ) 巡査巡査部長ヨリ巡官ニ任用セラルル者ノ俸給ノ割合
(日人俸給ノ 719 トス) 二三、九七

3. 委任官待遇ニ採用セラルル者

甲、日人給與

巡査巡査部長ヨリ委任官待遇ニ採用セラルル者ノ給與ノ割合

三〇、五八

乙、鮮人給與

(イ) 巡査巡査部長ヨリ委任官待遇ニ採用セラルル者ノ給與ノ割合
(日人給與ノ七割五分トス) 二二、九三

三、特別津貼

(イ) 日本内地人

薦任官ハ本俸ノ四割委任官ハ本俸ノ八割委任官待遇者ハ附セズ
(ロ) 鮮人

薦任官ハ本俸ノ二割委任官ハ本俸ノ四割委任官待遇者ハ附セズ
(ハ) 満人ハ附セズ

覺書事項

一、第二項(イ)

日本高等試験ニ合格セル者ト雖モ警部在職二年以下ノ者ハ高等官ニ任用セザルモノトス

二、第三項(イ)

但書ヲ適用スル者ハ昭和十一年十二月末迄ニ任官シタル者トス

三、第四項

任用人員ハ三三〇名トス

二、任用及採用ノ俸給給與ハ各任用採用ノ資格別ニ算出スルモノトシ、

其ノ資格別ノ俸給給與ノ總額ハ各任用採用資格別現俸給(本俸精勤加俸ヲ含ム)ノ合計ニ其ノ各任用採用資格別ノ割合ヲ乗ジタルモノノ金額ヲ越エザルモノトス

5

治外法權撤廢及附屬地行政權移讓
ニ伴フ關係地方行政機構組織案
(警察關係)

總務廳
康四三三一

6

B-0223

03:13

警察關係

一、新京附屬地内所在ノ日本側警察官署ハ首都警察廳隸下ノ警察署トシ
附屬地外市内所在ノモノハ其ノ地所轄ノ滿洲國側警察署ニ概ネ現狀
ノ傳之ヲ統合スルモノトス

新京附屬地滿鐵消防隊ハ新京消防署ニ之ヲ統合ス

奉天附屬地日本側警察署ト瀋陽警察廳トヲ統合シ奉天警察廳トス

右警察ノ下ニ附屬地ヲ管轄區域トスル警察署ヲ置ク但シ其ノ權限等
ニ付テハ特別ニ考慮スルモノトス

附屬地外市内所在ノ日本側警察官署ハ其ノ地所轄ノ滿洲國側警察署
ニ概ネ現狀ノ儘之ヲ統合ス

奉天警察廳ニ副廳長ヲ置ク

二、左記附屬地内所在ノ日本側警察官署ハ原則トシテ新設當該市附屬地
外所轄ノ日滿ノ警察機構ト合体セシメ新ニ警察廳ヲ構成スルモノト
ス

安東、營口、撫順、鞍山、遼陽、四平街、鐵嶺

前項警察廳ノ管轄區域ハ市ノ區域ト一致セシメ新警察廳下ニハ警察

7

署ヲ設ケザルモ安東及營口ニハ夫々其ノ隸下ニ水上警察署ヲ置クモ
ノトス但シ引繼職員ノ配置ハ概ネ現狀ニ依據シテ之ヲ定ム
尙上記各附屬地ニ於ケル滿鐵消防施設ハ夫々當該市公署ニ之ヲ引繼
グモノトス

三、左記附屬地内所在ノ日本側警察官署ハ原則トシテ當該接續市街ヲ管
轄スル日滿兩國側警察官署ト合体セシメ警察署トナシ引繼職員ノ配
置ハ概ネ現狀ニ依據シテ之ヲ定ム

開原、公主嶺、本溪湖、大石橋、瓦房店、海城、鳳凰城、蓋平、
范家屯、熊岳城、蘇家屯、橋頭、郭家店

前項ノ警察署ノ管轄區域ハ治安維持其ノ他ノ必要ニヨリ當該街ノ區
域ノ外其ノ接續地域ヲ含マシムルモノトス

第一項ノ各附屬地ニ於ケル日本側消防施設ハ夫々當該街公署ニ之ヲ
引繼グモノトス

四、前各號以外ノ附屬地内及附屬地外所在ノ日本側警察官署ハ原則トシ
テ其ノ地所轄ノ滿洲國側警察署ノ機構中ニ統合シ引繼職員ノ配置ハ
概ネ現狀ニ依據シテ之ヲ定ムルモノトス

8

五、引繼警察職員ノ一部ハ上級官署又ハ最寄地方同級官署ニ所屬セシム
六、關係地方警察官署トノ連絡調和ヲ保持スル爲適宜引繼職員トノ交流
ヲナスコトアルモノトス

七、前各號ニ依ル引繼職員薦任官以上定員別表(一)ノ通り豫定ス

八、引繼ニ依リ生ズベキ地方警察官署ノ配置ノ重複ハ適宜之ヲ調整ス

九、左記新設市ノ警察廳長ハ日人トシ引繼職員ヲ以テ之ニ充當ス

安東市、撫順市、鞍山市

一〇、左記街ノ警察署長ハ日人トシ引繼職員ヲ以テ之ニ充當スルモノトス

公主嶺、開原、大石橋、瓦房店、本溪湖、鳳凰城、范家屯、蘇家屯

一一、居住民關係ヲ考慮シ左記縣警務局長ハ日人トシ引繼職員ヲ以テ之ニ充當ス

懷德縣 海城縣 復縣 本溪縣 鳳城縣 延吉縣 和龍縣

琿春縣 汪清縣

一二、居住民關係ヲ考慮シ左記既存滿洲國縣警察署長ハ日人トシ引繼職員ヲ以テ之ニ充當ス

(間島省延吉縣) 龍井、明月溝、頭道溝、依蘭溝、銅佛寺、八道溝、百草溝、(琿春縣) 琿春、(和龍縣) 和龍、三道溝、開山屯、(濱江省寧安縣) 東京城、(龍江省龍鎮縣) 北安、(洮南縣) 白城子、(錦州省阜新縣) 阜新、(奉天省海龍縣) 山城鎮、(西安縣) 西安、(安東省長白縣) 長白、(通化縣) 通化、(吉林省敦化縣) 敦化、(磐石縣) 磐石

一三、日本大使館及關東局本局ノ警察關係職員ニシテ引繼ガルベキ者ハ原則トシテ滿洲國中央警務機關又ハ省警務廳ニ分屬セシム

附記

奉天及哈爾濱警察廳隸下ノ警察署ハ漸次之ヲ統合シ其ノ機能ヲ擴充シ省警務廳ニ直屬セシム。

日本警察關係引續職員(薦任官以上)配置決定表

警察官署名	薦任	長任	副薦任	長任	又ハ警正	警佐	計
首都警察廳					二	一	三
奉天				一	二	一	四
安東					二		三
營口					二		二
撫順		一			二		三
鞍山		一			二		三
遼陽					一		一
四平街					一		一
鐵嶺					一		一
開原警察署					一		一
公主嶺					一		一
本溪湖					一		一
大石橋					一		一
瓦房店					一		一
鳳凰城					一		一
懷德縣警察局					一		一
海城縣					一		一
本溪湖					一		一
復縣					一		一
哈爾濱警察廳					二		二
齊々哈爾					一		一
吉林					一		一
延吉縣警察局					一		一
和龍縣警察局					一		一
琿春縣					一		一
汪清縣					一		一
龍井警察署					一		一
琿春					一		一
合計	三	一	三	三	二	三	三八

B-0223

0316

抄

昭和十二年五月九日

意見希望事項
質疑事項

在滿大使館警務部

移讓 = 就了、意見希望事項

(一) 内部的要望事項

1. 總括的問題
2. 人事異動關係
3. 昇進昇級
4. 給與關係
5. 精勤證書及精勤加俸
6. 內、鮮人警察官身分平等問題
7. 歸朝旅費關係

8. 恩給關係

9. 敘位、敘勲並表彰

10. 特殊技能者ノ身分關係

11. 移讓書類及武器

12. 經費關係

13. 殘留機構

14. 取締營業關係

(二) 滿洲國側ノ要望事項

1. 待遇問題

2. 配置關係

3. 宿舎關係

4. 敘位、敘勲關係

1. 總括的問題

(1) 幹部シ早期轉官セシメ從來ノ滿側
日系官吏トノ地位均衡ヲ圖ラレ度
(八道河子)

(2) 滿側上層部ニ外務省ノ高官ヲ轉官
セシメラレ度シ

(延吉、吉林、黑河、(署長説明ヲ要ス)滿洲里
有(哈爾)

(3) 滿洲國人事情構内ニ外警出身者中
ノ權威者ヲ參劃セシメ本領出身者
ノ人事異動シ管掌セシメラレ度シ
(頭道溝、三道溝、敦化、南坪)

右(1)、(2)、(3)ニ對シ
相當考慮セラレアリ

(4) 全面的撤廢六ヶ月前警視ヲ漸次滿
洲國ニ轉官セシムル様取計ハレ
度シ (揮着)

滿洲國側ニ交渉スヘシ

(5) 全職員舉テ轉官セシメラレタシ
(哈爾賓)

同感ナリ

- (6) 移讓警察官ノ待遇問題(階級、給與在勤地ノ方針、身分保證等)ヲ成ルヘク早日ニ承知致度シ又ハ内示アリ度シ
- (間島署、吉林、龍頭溝、開山屯、百草溝、延吉、頭道溝、琿春、三道溝、分署、南坪分署、敦化、哈爾濱、黑河、牡丹江、海拉爾、滿洲里、齊齊哈爾)
- (7) 移讓ニ関シ決定ヲ見タル事項ハ成ルヘク速ニ全職員ニ發表セラル度シ (大拉子、八道河子、朝陽川、開山屯、固們、海拉爾)
- (8) 移讓ニ伴フ人事關係等ヲ成ルヘク速ニ内示アリ度シ (龍頭溝、開山屯)

右 (6) (7) (8) ニ對シ
大體ハ指示ニ依リ承知セラル度ク今後ノ問題ハ用意シアリ

- (9) 今後中華民國ニ轉出スル者或ハ機構ニ残留スル者ヲ速ニ決定示達アリ度シ (間島署、開山屯、黑河)

決定指示ニ難シ

- (10) 移讓ノ時期ヲ本年九月一日以降トシ特別昇給ヲ意義アラルムル様願度シ (延吉)

時期ニ就テハ決定シ難キ又昇給ニ就
テハ考慮シアリ

(11) 希望者ニ限り移譲ト共ニ警察方
面ノミナラス阿片專賣所、路警、其
他諸官衙方面ニモ轉官轉旋ノ要
望ス（朝陽川、固們、荷各哈爾、牡丹江）

希望者ニシテ適材ト認ムル者ハ相当
轉旋スハシ

(12) 人事工作ハ外警全般ニ亘リ徹底
的ニ行ハレ度シ（延吉）

從來此ノ方針ニ於テ行ハレアリ

(13) 轉官ニ關シテハ支那滿洲共通ト
シ恩給關係ヲ考慮スル等人事ヲ
公平ニ扱ハレ度シ（固們）

充分考慮シ取扱ヒツツアリ

(14) 外警關東局其他ノ系統出身者ト
ノ派閥ヲ絶對防止スル様取計相
成度シ

同感ナリ

(15) 北支方面ノ外警機構ヲ擴充シ在
滿者ヲ之ニ充當セラルベシ
(哈爾濱)

事情ニ即應スル様計畫セラルベシ

(16) 移讓ニ際シ民國在勤者中ヨリ又
同様移讓方累ヲ考慮アリ度シ
(關島部 教化)

考慮シ下リ

(17) 移讓スルハ警察官ハ滿洲民國西
地在勤者ヲ相半スル如ク人選セ

ラシ度シ (百草備)

民國在勤者ハ考慮シ難シ

(18) 領事館機構殘留滿洲國轉官、民國
転勤退職等ノ希望事項ハ前回提
出シタル個人希望ヲ可成考慮致
サレ度シ

(三道溝分署、南坪分署、頭道溝)

出來得ル限り希望ヲ考慮ス

(19) 終末期ニ於ケル滿洲國內転勤ハ
出來得ル限り本人ノ希望ヲ入ル

ル様考慮セラル度シ (頭道備)
妥當ト認ムル希望ハ考慮ス

(20) 部長ヲ分署長代理トセル分署ハ
派遣所長ハ警部警部補ヲ以テ充
當セシメラレ度シ (經費ノ關係
アリトセハ平等ハ現在ノ終ニ
テ可ナリ) (延吉)

事情ハ諒トスル又實施ハ相當困難ナ
リ

(21) 残務整理ノ爲一般移讓者ニ逢レ

テ転官スル者ノ待遇其他不利ナ
ラサル様考慮アリ度シ
(間島部、延吉)

考慮スヘシ

(22) 残務整理殘留者ハ恩給年限ニ
拘泥スルニトテ事務ニ通曉
スル者ヲ充テラシ度シ (新参
者ハ到底完全ニ残務ヲ整理シ
得ス) (延吉)

適當ト認ムル者ヲ選定スルニトテ致
シ

(23)

事件費文部ノ警察官中移譲者
シ速ニ決定ノ上他費目ニ繰替
ヘ以テ移譲者ナリト同一取扱
シナス様致度シ

(24)

(間島部、頭道溝、牡丹江、海拉爾)
事件費所屬ノ巡查ノ待遇シ考
慮セラレ度
(百草溝、延吉)

既ニ處理済ミナリ

(25)

最後ノ考試々驗實施セラル、
採取計相成度シ

(吉林、敦化)

考慮ノ結果實施セサル方針ナリ

(26)

滋側ノ警察法規ハ我方ノ又ノ
ト大差ナシト雖又萬全ヲ期ス
ル見地ヨリ之等ノ研究習練等
相當ナル準備方法御考究アリ
タシ(敦化)

平素研究教育ニ置カレ度シ

(27)

轉官者ノ階級ニ就テ

16. 最密ニ審査スヘシ

直接監督ノ責ニアル署長ヲシテ最密ナル序列名簿ヲ提出セシメ之ヲ考慮ノ上階級ヲ決定シ又給與シテ考慮アリ度シ
(牡丹江)

2. 人事異動關係

17. (1) 治察期迫ル今日間島ト北滿彼我ノ極端ナル人事異動ニ關シテハ研究願度ニ不統一ヲ招ク虞アルニ付亦人希望ナキ限り極端ナル人事異動ハ研究アリ度シ
(開山屯)

事情已ムシ得サル者ノ外ハ異動ヲ行ハサル方針ナリ

(2) 移讓直前署長幹部級ノ異動實施セラレ度シ

(滿洲里、省々哈爾)

人ニ依リ考慮スヘシ

(3) 長期ニ渉ル僻地勤務者ヲ移讓前
轉勤セシメラレ度シ
(省々哈爾)

許ス範圍ニ於テ實施シアリ

18.

3. 昇進昇級

(1) 高級古參重視ノ弊ヲ排シ移讓準
備工作トシテ廣ク人々刷新人材
登用ヲ計ラレ度シ

(百草溝、牡丹江、滿洲里)

(2) 有資格者及成績優秀者ヲ昇進セ
シメラレ度シ精神的ニ有利ナリ
(延吉、頭道溝)

(3) 轉官者ノ任官昇進ヲ速ニ實施セ
ラレ度シ
(敦化、黑河、省々哈爾)

19.

右 (1) (2) (3) = 對シ

此ノ方針ニテ進ミアリ

(4) 判任文官ノ有資格者及専門學校出身者若クハ三年以上勤続ノ巡查ニシテ成績優秀ナルモノハ悉ク巡官以上ニ採用方御考慮アリ度シ (敦化)

大伴ハ採用セラル、見込ナリ

20. (5) 若階級シ通シ一般的ニ至急昇進セシメラレ度シ (吉林、敦化)

(6) 同一階級ト雖モ本俸及在職年限其他ニ依リ相當階級ニ採用サル、候願度シ (吉林)

右 (5) (6) = 對シ

同感ナリ

21. (7) 考試合格者ニシテ未タ任官セサル者ハ移讓迄ニハ遲ク又警部補ニ昇進セシムル如ク工作アリ度シ
考試ニ合格セサル又實務成績優秀ナル巡查部長ニ對シテ又同様詮議アリ度シ (間島部、青々哈爾)

- (8) 考 試 合 格 者 ハ 移 讓 前 ニ 勘 ク ト ヌ 一
- 階 級 シ 進 メ ラ レ 度 シ (百 草 講)
- (9) 移 讓 迄 ニ 可 成 多 数 警 察 官 ノ 昇 進 昇
- 級 シ 行 ハ レ 度 シ (間 島 署 八 道 河 子)
- (10) 警 部 以 下 巡 査 ニ 至 ル 迄 成 績 優 秀 ニ
- シ テ 通 任 ト 認 ム ル 又 ノ ハ 書 記 生 又
- ハ 通 譯 生 ニ 任 用 ア リ 度 ク 又 在 職 三
- 年 以 上 ノ 巡 査 ハ 部 長 ニ 昇 進 セ リ メ
- ラ レ 度 シ (大 粒 子)

右 (11) (12) (13) ニ 対 シ

22.

指 示 ニ 依 リ 承 知 ア リ タシ

- (11) 本 年 六 月 末 ニ 於 ケ ル 定 期 昇 給 シ 實
- 施 サ レ 度 シ (吉 林)

本 省 ニ テ 考 慮 セ ラ レ ア リ

- (12) 四 月 末 日 昇 給 方 ー 現 在 日 系 警 士 ノ
- 採 用 ハ 本 俸 ヲ 十 円 シ 以 テ 採 用 ス 之
- ト ノ 均 衡 上 必 要 ナ リ 又 退 職 時 ノ 昇
- 進 昇 級 ハ 従 来 以 上 考 慮 ア リ 度 シ

指 示 ニ ル 所 ニ 依 リ 承 知 ア リ 度 シ

23.

- (13) 四 月 以 降 ノ 減 俸 シ 中 止 ス ル 様 努 力

相成度シ(物価暴騰ノ實状ニ即ヤス、
(間島部、琿春、哈爾濱、牡丹江)

(14) 在勤俸増額相成採取計ハレ度シ

(15) 特別手当給與方取計ハレ度シ

(以上牡丹江)

右(13)(14)(15)ニ對シ

減俸スルコトナシ

(16) 巡查部長ヨリ警部補ニ任官スルニ
當リ本俸十円以上ヲ減額セラレタ
ル者ニ對シテハ此際復活セシムル
意味ニテ一級昇給セシメ恩給額其

他ニ付救済策ヲ講セラレ度シ
(百草藁)

考慮セラル、筈ナリ

(17) 定員外警視十名、警部、警部補三
十名ヲ設クル様セラレ度シ
(琿春)

詮議困難ナリ

(18) 現在五級俸以上ノ警部及通訳生シ
警視ニ六級俸ヲ五級ニ移讓六ヶ月前
ニ昇進及昇級セシムル様相成度シ

(輝春)

昇進昇級ニ就テハ充分考慮シアリ

4. 給興關係

〇四月以降ノ減收ヲ何レカノ方法ニ依リ補給セラレ度シ(吉林)

考慮セララルヘシ

26.

(2) 轉官者ノ退職當時ノ諸給興ハ前回轉出希望ニ副フ様盡力願度シ(頭道溝)

指示ニ依リ承知アリ度シ

5. 精勤證書及精勤加俸

〇在勤年数滿三年以上ノ成績優秀ナル者ニ對シテハ語學手當ニ拘泥セズ此際一律ニ精勤證書授與セラレ度シ(延吉、牡丹江、海拉爾、齊齊哈爾)

承ハリ置ク

27

(2) 精勤加俸及増俸ハ申請時期ニ拘泥スルコトナク該當者ノ規定年限ニ

ニ達シタル者ハ其ノ都度条令方考
慮セラル度シ

右
(頭道溝、敦化、哈爾賓、海拉爾、有_々哈爾)

(3) 精勤加俸、功勞加俸ハ移讓時本俸ニ
通算方御取計アリ度シ

(間島部、延吉、頭道溝、敦化)

通算セラル、筈

28.
(4) 精勤加俸ノ増額ニ就テ
轉官又ハ退職ト決定セル滿十三年
以上ノ者ニハ最高額其他ノ元ノニ
ハ適宜塩梅増額セラル度シ

(牡丹江)

規定ノ変更ハ困難ナリ

6. 内鮮人警察官身分平等問題

(1) 鮮人警察官ハ内地人同様ノ所遇ヲ以テ移讓サレ差別ヲ附セサル様取計相成度シ

(間島署、大拉子、八道河子、開山屯、延吉、頭道溝、三道溝、牡丹江)

大体ノ權衡ヲ考慮シアリ

(2) 鮮人警察官轉官後ノ待遇ニ甚シキ差別ヲナサシメサル様相成度シ (圖們、頭道溝)

同感ナリ

(3) 鮮人警察官中轉官者ハ内地人警察官ト同率ノ在勤俸支給方御盡力アリタシ (頭道溝)

指示ニ依リ兼知アリタシ

7 歸朝旅費關係

(1) 移讓時期ニ於テ警察官同家族ニ對シ一律ニ歸朝旅費ヲ支給セラレ度シ (哈爾濱)

研究セラレアリ

(2) 賜暇歸朝希望者ニシテ官ノ都合ニヨリ現在許可セラレ

サル者ニ對シ轉官時ニ飯朝方取計ハレ度シ（延吉）
研究セラレアリ

(3) 轉官者ニ飯朝旅費相當額ヲ支給サレタシ（延吉）
種々研究セラレアリ

(4) 賜暇飯朝年限到來者ニシテ飯朝希望者ニ對シテハ速
ニ許可方詮議アリタシ（圖們、頭道溝、牡丹溝）
計畫セラレアリ

(5) 永年勤績者ニ對シテハ慰勞ノ意味ニ於テ許可セラレタス、

家族ノ呼寄ト飯朝モ考慮アリタシ（敦化）

右同様

(6) 退職者中鮮人警察官モ一律本籍地迄ノ飯朝旅費ヲ
支給セラタシ（頭道溝）

飯朝旅費ハ本省ニ於テ研究セラレアリ

8. 恩給關係

(1) 轉官又ハ民國轉出者ハ必スシモ恩給關係ヲ考慮スルノ
要ナキモノト認ム恩給年限ノ半ニモ達ヤサル者ニ對シテハ
必スシモ考慮ノ要ナキヤニ存セラル（間島部）

(2) 銅佛寺鈴木巡查、本年七月現在ニテ恩給年十年一ヶ月、者ニ付中華民國又ハ残留機構ニ勤務替アリタシ
(銅佛寺)

(3) 恩給年ニ達セサル者ハ民國ハ勤務替アリタシ
(開山屯、頭道溝、吉林、三道溝、南坪、牡丹江)

右 (1) (2) (3) ニ對シ

出來得ル限り考慮スヘシ

(4) 恩給年限ニ達セサル警察官ニ對シ恩給加算地ニ勤務替ラ此際速カニ行ハレ度シ (海拉爾)

34

實施シツ、アリ

(5) 俟二次恩給加算率ヲ速ニ発表アリタシ
(開山屯、吉林、滿洲里)

(6) 從軍加算及擾亂勤務加算率ヲ発表相成様取計
ハレタシ (滿洲里)

本省^(方面)ニ於テ銳意手配セラレアリ

9. 叙位叙勲並表彰

ハ轉官者ニ對シテハ十五年以上勤続ノ者ハ表彰アリタシ——他官廳奉職ヲ通算シ二十年以上トナル者ニモ同様ニ
又此際數階段ニ過分シ表彰方實施セラレ度シ
(附 衛 部)

慰勞ニ付計畫セラレアリ

(2) 從來二十年勤続ヲ表彰セラレタル處轉官者

ニハ十年乃至十五年以上ノ者ヲ表彰スル様致度シ(延吉 頭道溝)

十三十六年及二十年ノ者ヲ夫々區分シテ表彰スル様致度シ(敦化 滿州里 密山)

右同様

10. 特殊技能者ノ身分關係

(1) 特殊技術者(無電及自動車)ノ身分ノ動向ヲ明示セラレ度シ(牡丹江)

研究中ナリ

(2) 警察官中特殊技能ヲ有スル者ハ移讓後ニ於

テ充分活用シ得ル如ク取計ハレ度シ(百草溝)

取計フヘシ

ハ移讓書類及武畧

ハ移讓スヘキ書類並ニ種別決定ヲ至急發表サ
シタシ(吉林、扶餘、敦化)

研究中ナリ

(2) 移讓ニ伴フ書類、武畧整理ニ就テ措置要領ヲ
示サシ度ニ(齊々哈爾)

右同様

ハ經費關係

(1) 移讓引繼ニ要スル諸費用配賦方(間島部ニハ
五千円以上ヲ)詮議アリタシ(間島部)

遺憾ナキヲ期シアリ

(2) 管外視察出張ヲ實施セラレ度シ
(吉林)

(3) 豫算範圍内ニテ管外隣接署へ出張ヲ承認サ
シ度ニ(吉林)

右(2)(3)ニ對シ必要以外ノ出張ハ控テラシ度
シ

13、

殘留機構

11) 領事館機構殘留者中判任文官考試合格並勤

続年数等ニ依リ其ノ成績優秀ナル者ハ書記

生通訳生ニ任命シ之レカ不能ノ場合ハ現階

級ノ官更トシテ殘留セシメラレ度シ

(頭道溝)

12) 殘留機構要員充實方取計相成度シ

(滿洲里)

右 11) 12) ニ對シ要員ニ就テハ研究セラレアリ

13) 在滿領事館殘留機構ヲ決定シ之ヲ内示相成
様致度シ(揮卷)

示シ内示スル狀態ニ至ラサル事情ニ在リ

14) 殘留者ハ特殊技能(含語字ヲ基礎トシ出來得
ル限り希望者中ヨリ選定セラレシシ(百草溝)

適當ト認ムル者ヲ選定スルコトト致度シ

14 取締營業關係

取締營業者ニ對スル命令條項ニ就テ
之等ニ對シテハ館令ニ依ル命令ヲ發シ
シツ、アルカ移讓ト共ニ之ヲ改廢セハ急
ナル變化ヲ與フルコト、ナルニ付當分ノ間
ヲ有效ト看做シ置クコトニ取極メラレタ
(敦化、滿洲里)

急激ノ變化ヲ與ヘサルコトニ協定スルコト
トセリ

2 取締營業ハ移讓前ニ於テ協定セラレタシ
(扶餘)

右同様

(二) 滿洲國側ハノ要望事項

級ヨリ一階級昇進任命方盡力アリ度シ（頭
道、南坪、齋々、哈爾）

指示ニ依リ承知相成度シ

(5) 警部補任官後之ヶ月以上ノ者ハ無條件ニテ
警佐又ハ属官ニ任用アリタシ（瑋春）

指示ニ依リ承知相成度シ

(6) 巡查部長在職之ヶ月以上及巡查在職五年以
上ハ無條件ニテ委任官タル警尉又ハ属官ニ
採用セラレタシ（瑋春）

指示ニ依リ承知相成度シ

(二)

2. 配置関係

(1) 移譲ハ大抵ニ於テ移譲當時ノ状態ニ於テ實
施セララル趣ノ處轉官スヘキ署長方署長ノ
満側ノ階級ト比較シ其ノ地ニ於ケル満側警
察署長ヨリ官等高キ場合ハ當然ナルモ然ラ
サル場合ト雖モ成ルヘク外警出身ノ署長級
ヲ多数ニ配置スルコトハ間島地方ニ於テハ
特ニ必要ニ付キ此莫克方考慮アリタシ（間
島部）

同感ナリ充分交渉スヘシ

(2) 領警署長方署長ヲ其儘現地ノ署長方署長ト
シ（罷ハサル時ハ署原以上トシ）署員モ出榮
得ル限リ現地ニ配置スル様取計ヲハレ度シ

(大拉子、敦化)

同様ノ方針ナリ

(3) 轉官者ノ配置ニ就テハ日滿双方必ス協議決定スルコト、致シ度シ (間島部、敦化)

(4) 移讓後ノ勤務替ニハ署長ノ意見ヲ微サレタシ (朝陽川)

當然ノ事ト思ハル

(5) 移讓後ノ任地ニ對シテハ各人ノ希望ヲ微サシ度シ (牡丹江)

任地ハ希望ノミヲ入レ難シ

(6) 移讓後ノ任地ニ對シ大使館側ヨリ事人等ノ希望ヲ申入レ置カレタシ (吉林)

任地ハ希望ノミ入レ難シ

(7) 移讓後急激ニ變動ヲ實施セシメサル様取計ハレ度シ (八道河子)

特ニ事情ナキ限り現状ヲ維持スル方針ナリ

(8) 滿側ニ對シ移讓ニ當リ各地ノ特殊性ニ鑑ミ現地移讓トセラレタシ (扶餘、間島、三道溝、敦化)

同感ナリ

(19) 學令児童ヲ有スル者ハ轉官後ニ於テモ學校所在地ニ配置スル梯考慮アリタシ(銅佛寺、朝陽川、開山、延吉、三道溝、間島、吉林、敦化)

出來得ル限り考查セラルヘシ

(10) 分署長、派遣所長等轉官後ノ任地ハ現地以外ニセラレ度キコト(吉林、佳木斯)

狀況ニ依リテ判定スヘシ

(11) 移讓後ノ邦人ニ對スル警察事務ハ成可ク外警ヲ充ツル標準入レ置カレ度シ(海拉爾、扶餘、齋々哈爾)
其ノ方針ナリ

(12) 移讓ニ伴フ滿洲ノ配置警察施設等ノ狀況内示アリタシ(老頭溝)

時機ヲ見テ示達スルコトアルヘシ

3. 宿舍関係

(1) 轉官後モ宿舍又ハ宿舍料ヲ支給セラレタシ
若シ支給困難ノ場合ハ轉官當時ニ於テニケ
年分ニ相當スル宿舍料ヲ豫メ支給シ宿舍制
度ナキ不便ヲ緩和スル様致度ニ (間島部)

満側ト種々交渉中ナリ

(2)

満側ニテ官舎制採用ナキ場合ハ宿舍料巡官
警佐ニ四十圓乃至五十圓警長以下ニハ二十
圓乃至四十圓ヲ支給スルコト (但シ和龍縣ニ
於ケル月額)
尚宿舍料額ハ地域ニヨリ区別セラレ度シ (天
拉子)

(7)

満側ト種々交渉中ナリ

(3) 轉官後モ官舎ヲ支給例成様致度ニ

満側ニ於テ研究中

(4) 轉官後宿舍料專手當ノ三年分一時金支給方
取計ハレ度ニ (海拉爾)

大綱決定ノ示ス所ニ依ル

(六)

4. 叙位叙勲関係

の轉官者中既ニ叙位叙勲ノ恩典ニ浴シタルモ
ノニ對シテハ轉官後モ日本官吏同様叙位叙
勲ノ制度ヲ繼續スル様致度ニ（間島部）

當方限ニテ詮議シ難キモ承リ置ク

(2) 滿洲國ノ叙勲ヲ統一シ之カ恩典ニ浴セシメ
ラレタシ（琿春）

滿側ニ於テ規定アル筈ナリ

(3) 移讓後ノ殉職者待遇方法ハ現外務省制度ニ
準據スル様致度ニ（延吉）

滿洲國側ニ於テ考究セラレアル筈ナリ

(元)

一般希望事項

1. 外務省警察共濟會ヲ擴充シ轉官者ヲ正會員タ
ラシムルハ有意義ナリ依テ擴充ヲ望ム(黑河)
轉官者ヲ正會員タラシムルコトハ本有通牒ノ
通

2. 黑河分館警察署ニ署員増員セラレ度シ(黑河)

3. 牡丹江ハ特殊地帯法事務執行並在留民保護取
締ノ完璧ヲ期シ度キニ付キ派遣所及分署ノ増
員アリタシ

2. 3ニ對シ一考慮スヘシ

(三)

質疑事項

- 一 總括的問題
- 二 滿洲國轉官問題
- 三 退職ニ付スル問題
- 四 殘留ニ付スル問題
- 五 轉職ニ付スル問題
- 六 一般的警察務ニ關スル問題

(1) 總括的問題ニ付スル質疑
 不移譲ハ、目録ノ間ニ迫リ來ル現在ナルニ
 不拘今猶具體的。内容ノ發表ナシ如何ナ
 ル障害ニテ發表ナキヤ（銅佛寺）如何ナ
 (2) 移譲ニ就テノ身分問題ハ何程度迄交渉
 濟ナルヤ（吉林）
 右 (1) (2) ニ對シ指示ニ依リ承知アリタシ
 (3) 滿洲國ニ於テ我々現地案ヲ悉ク承認シ
 得ヘキ狀勢ニアリヤ（海拉爾）
 右同様

(4) 曩ニ轉官外務省機構殘留南支ヘ転出等
 ノ希望ヲ徵サレタルカ其後右希望ニ變
 動アルハ免レサル處ナルヲ以テ轉官條
 件確定後更ニ本希望ヲ徵スルノ必要如
 何（朝陽川）

必要ニ應シ徵スルコトアルヘシ
 (5) 治發ハ局部的ニ行ハルルヤ又全滿一律
 ニ行ハルルヤ（延吉）
 一律ニ行ハルル方針ナリ

二

滿洲國転官問題ニ関スル質疑

(1) 人事工作ニ就テ

外警全般ノ人事工作ハ打切リタルモノ

ナリヤ(滿洲里)

(2) 南北支方面ノ警察拡張アルカ事實ナ

ルヤ(滿洲里)

(1) = 対シ人事工作ハ大体完了シタリ

(2) = 対シ明言シ難シ

(3) 治廢特別賜金ニ就テ

治廢特別賜金ハ本俸月額ノハケ月分ト

アルカ但シ二年以上ハ六ケ月分トアリ

依而ハケ月分ノ意味二年以上ノ意味不

明瞭ナリ二年以上ノ年限ニ制限ナキヤ

三年以上ヲハケ月分トス

(滿洲里)

(4) 転官時ニ於テ家族ノ事前飯朝ヲ認メラ

ルルヤ(吉林)

研究セラレアリ

(5) 移讓後ノ配置ニ就テ

交通利便ナル枢要地点ニハ從來ノ滿警

ヲ配置シ移讓ニ依ル外警ハ主トシテ山

間僻地ニ配置スルヤノ流説アリ果シテ

事實ナルヤ承知致シタシ(二道溝)

事實ニアラス

(6) 満洲國ニ於テ官吏ノ定年制ヲ設クル案アリヤ(延吉)

詳カナラス

(7) 満洲側ニテハ外警出身者ヲ移讓後早急ニ安圖羅子溝等末開ノ地ニ配置ノ計畫ヲ進メアルヤ(廢継子校ノ感アリテ面白カラス如斯ハ漸進的方針ヲ以テ進ム様滿洲側ヘ予メ薦ト申入レ置ク要ナキヤ(朝陽川)

承リ置ク

三 退職ニ申スル質疑

(1) 家庭ノ都合ニ依リ転官スル能ハス此際退職セントスル者ニ対スル退職賜金ノ支給モ転官者ト同額ナルヤ(圖們)

同額ナル答

(2) 退職者ノ既朝旅費支給セラルルヤ

支給セラルル答

(吉林)

四、残留ニ關スル質疑

(1) 法權撤廢後、各公館ニ残留スル者アリトセハ其ノ機構及残留員ノ各館配置人員身分待遇ハ如何(圖們、密賓)

未定ナリ

(2) 司法事務ニ從事スル者ハ残留人員及移讓時期並ニ兵事ノ籍事務移讓ニ就テ移讓準備ヲ必要トセハ御示達アリタシ(敦化)

決定ヲ俟テ示達スヘシ

五、轉職ニ關スル質疑

(1) 前歴或ハ經驗等ニ依リ警察官以外ノ官吏ニ轉官セシメラルハコトアリヤ(延吉)

特ニ考慮ニアラス

(2) 個人的轉職運動ヲ署長ニ於テ認め可ナリヤ(延吉)
事情ニ依ル

六、一般的警察務ニ關スル質疑

(1) 不良土木建築下請負者ノ取締ニ就テ徹底化ニ付御考究アリタキコト(敦化)

九 不正業者ハ嚴重取締ヲレタシ

(2) 不正業鮮人、取扱方針ニ就テ(黒河)

右全様

(3) 不正業者ノ取締及誘導方法ニ就テ
從來トモ之カ取締誘導ニ努メツアルモ効果的ニシテ徹底
的取締方法御考究アリタシニ(敦化)

右全様

(4) 司法検事々務職務ニ就テ

司法関係及検事々務等ノ勾留ノ期間及各証拠品等
ニ関シ事務的細部協定纏リ居ルヤ(満洲里)

提案者、説明ヲ俟ケ回答スヘシ

(5) 論功行賞ニ就テ

第二回、第三回ト果シテ行賞アリヤ又既ニ並支南支ニ勤
務セシ者ニ第一回以後行賞アリ之ニテ終リタルモノナリヤ
(満洲里)

第三次ノ分ハ既ニ調書提出シタル如ク輕重ハ不明ナルモ行賞アルモノ
ト認め既ニ陸軍ニ於テハ逐次発表セラレツニアリ本省ノ分ハ六、七
分査定ヲ了シタル趣ナリ

第三次ハ目下全然不明ニ属スルモ万テ用意ニ移譲迄ノ調書准
備シ置クラ要ス(三月十二日附三浦課長発公信参照)
後段ハ意味不明

(6) 三月三十一日附敦化警察署長ヨリ當署勤務巡查久保
宏一ノ満洲國ノ勲位ニ叙スル資料トシテ履歷書送付方

照會ニ接シタルカ滿洲事変ニ関其功績アリタル館員又ハ警察官ニ及フヘキモノト思料セラル、モ二月五日附合機密第九四號大使訓達ニ聊カ疑議ノ点アルニ付キ確タル御訓達仰度(哈爾賓)

館員及警察官ニシテ勲功顯著ナル者ハ既ニ敘勲セラレ今次ノ調査特ニ民間側ノ功績者ニシテ第一次恩賞ニ洩レタル者ヲ救ハントスル主旨ニ出テタルモノト認メラレ前記訓達ハ之カ調査援助ヲ意味スルモノナルカ特ニ警察官ニシテ功績優秀ナル者ニ對シテハ更ニ敘勲方協議スヘク資料トシテ調書準備シアルモ之カ詮議ハ困難ナルヤニ見受ケラル

(7) 國境地帯内居住鮮農ノ立退問題ニ關スル別紙甲案乙案アリ何レニ依ルヘキヤ指示アリ度(黒河)

更ニ説明ヲ俟テ指示ス

十二

(8) 鮮農ニ對スル農資金貸付ニ關スル質疑(黒河)

別ニ指示ス

十三

秘

昭和十二年五月九日

指示、注意事項

在滿大日本帝國大使館警務部

指示、注意事項

第一課所管關係
第二課所管關係
第三課所管關係
經理課所管關係

B-0223

0352

第一課所管關係

- 一、士氣及紀律ニ関スル件
- 二、教養ニ関スル件
- 三、配置ニ関スル件
- 四、諸報告ニ関スル件
- 五、廢棄処分ニ関スル件
- 六、論功調書及恩給調書ニ関スル件
- 七、諸經費運用ニ関スル件

一、士氣及紀律ニ關スル件

警察活動ノ核心ハ紀律ニアリ。紀律ノ振甯ニヨリ士氣自ラ昂揚スルモノナル処治廢ニ依ル身分轉換ニ關聯シ稍モスレハ紀律ノ弛緩ヲ来シ延テ士氣ノ沉滞スルナキマラ憂ル次第ナリ。惟フニ劃期的タル身分轉換ハ外警ニ執リ又外務省警察官、一身上最モ重大且緊張ヲ要スル時機ナルモ以テ職務遂行ニ當ラシメラレ度ク、最近哈爾賓管内ニ於テ發生セル遺憾ナル事例等モ鑑ミ一層指導監督ノ嚴密ヲ期セラレタシ。

二、教養ニ關スル件

現在外警トシテノ最下級者ト雖近キ移讓後ニ於テハ直ニ幾人カノ長トシテ指揮監督ノ任務ニ當ラサル可カラサル次第ニ付這間ノ事情ヲ省察シ、教養ノ指標ヲ置クコト、致度シ。殊ニ語學ハ移讓後必須ノモノニ付一層修練ノ方法ヲ講シ學子課中滿洲國法規、教育平素ノ職務執行(例國境地帶法

關係)上必要ナルノミナラス移讓後直ニ活用セラル、次第ニ付右勵行並ニ各自ニ研究ヲ要シ兵檢、操練、銃器、操法及武道ハ移讓後直ニ警察幹部トシテ活用ノ要アルヲ以テ特ニ訓練セラレタシ。

三、配置ニ關スル件

在滿配置現在人員總數ハ從前ニ比シ多少減數ヲ示シアルニ反シ配置箇所ハ地方情勢ノ變化ニ伴ヒ増加セル實狀ニテ從テ各署配置人員ニ減少ヲ来シタルハ免レサル處ナルカ諸種ノ事情ニ依リ補充困難ナル情況ニアルニ就テハ諸官ニ於テハ此間ノ事情ヲ諒察セラレ、努力ヲ倍蓰シ以テ手不足ヲ補ハレ度ク殊ニ移讓ヲ控(調査、報告、整理等終末の事務ノ輻輳スルニ付精神的、事務的ニ充分之レカ準備ヲ整ヘ遺漏ナキヲ期セラレ度シ。

ルヘカラス演習訓練ノ重点ハ防空監視警報傳達燈火管制及防護ノ四課目ニシテ何レモ警察トシテ指導的活動ヲ要ス殊ニ一般ニ對スル燈火管制實施ノ監視組織構成ニ就テハ關係憲兵隊長ノ區處ノ下ニ規定違反者ノ情況ヲ明ニシ必要ナル措置ニ遺漏ナカラシムルト共ニ防空施設完備ノ程度ハ取敢ヘス何時開戦トナルモ直ニ之ニ應シ一通リノ防空ヲナシ得ルコトヲ目途トセラレアルヲ以テ此觀點ニ基キ公館及警察ニ於ケル之カ諸施設ヲ整備シ置カレ度シ尚亦本演習ハ戰時ノ計畫ニ近似シアリ其計畫ハ實行機關ニ對シ示達セラル、次第ニ付示達ノ範圍程度及方法等ニ關シテハ深甚ナル注意ヲ加ヘアルモト思ハル、モ由來斯ル演習實施ニ際シテハ動モスレハ不用意ノ間

四 諸報告ニ關スル件

- (一) 定期報告ノ進達期限嚴守方ニ當リテハ要ニ訓達ノ次第アル處今尚遲延多ク兩三督促ヲナシ漸ク整理シ居ル處特ニ移讓ニ當スル事務ハ總有企劃ニ報告ノ敏速ヲ期スルヲ要アルニ付定期ハ勿論臨時報告ニ對シテモ松緩ノ注意ヲ以テ報告期限ノ嚴守方勵行セラレ度シ
- (二) 左記諸点注意アリタシ
- (三) 發着報告中内地滞在日數ノ記入淺レノモノ休暇旅行ノ理由ヲ附記セサルモノアリ
- (四) 大使館經由文書ノ寫(大使館分)ハ大臣宛奉信ニ對スル副本ナルニ付奉信ニ添付

進達ヲ要スル次第ナルニ大使館分添書
 添付減レノモノ或ハ本信ト切離シテ別
 個ノ番號ヲ以テ寫送付ノ向アリ
 (ハ) 警察傳員名簿警察部長記念品贈呈名簿
 等ニ通提出ヲ要スルモノニ對シ一通進
 達ノ向アリ又其記載方要領ヲ傳サレモ
 ノアリタリ
 (ニ) 電報照會ニ對シ何等ノ返電ヲ爲サス後
 日文書ヲ以テ回報ノ向アリタリ
 (三) 事問學校卒業以上ノ者ハ學校長ノ發給ス
 ル證明書ヲ必ス提出スヘキ旨第一通達シ
 置キタル處末ヲ提出セサル者アリ
 五 廢棄處分稟請ニ申スル件
 治外法權撤廢ヲ控ヘ警察官貸與品ノ整理

整頓ヲ一層必要トスル處此際一時ニ大量
 ノ廢棄處分方稟請ノ向アリ調査スルニ中
 ニハ開館以來物品台帳ト照合シタル形跡
 ナキモノ他館ニ保管転換ノ俤拂出ノ記帳
 セス不足ヲ生シタルモノ貸與品台帳ノ整
 理ヲ怠リタルモノ手入セハ使用ニ堪エ得
 ルモノ等アリテ直ニ承認放棄スルニ付
 右稟請ニ當リテハ慎重ヲ期シ嚴密調査ノ
 上眞ニ己ムヲ得サルモノニ限り稟請セラ
 レ尚鉄屑其他トシテ價值アルモノハ治安
 ニ支障ヲ來サハル見込ナルニ於テハ可成
 審却處分ノ意見ヲ具レ稟請相成度シ
 六 論功調書及恩給調書ニ申スル件
 (一) 第三次論功及恩給調書準備方ニ就テ

幸要ニ因ル等ニ次功績調書並恩被加算
 調書作成準備方ニ申シテハ昭和十二年
 三月十二日附三浦第一課長發機密半公
 信ヲ以テ夫々各署長一分署長派遣シ長
 共ニ宛申進置ノ次第ニ依リ移讓期迄ニ
 於ケル系案ヲ必ス作成シ置キ決定ノ上
 ハ直ニ淨書進達シ得ラルル様豫メ準備
 シ置カレ度シ
 定例叙勲ニ対スル從軍年加算調書準備
 方ニ就テ
 第一次從軍加算未決定地及第二次奉
 加算ハ恩給局ニ於テ夫々審議中ニシテ
 外務本省ニ於テ之カ決定促進方ニ付
 恩給局ニ対シ鋭意所衝中ノ趣ニ有テ

カラメ決定ヲ見ルヘシト存セラルル處
 右發表ノ上ハ定例叙勲ニ申スル從軍ハ
 又ハ擾亂ノ年加算調書ハ既ニ進達セル
 恩給調書中個人別調書ヲ除キタル警察
 官名簿及警察署全体トシテノ活動狀況
 調書ニシテ加算期間ニ該當スル分ニ提
 出ノ要アリ發表ノ際ハ直ニ作成進達シ
 得ラル、標準準備シ置カレ度シ

七、諸經費經理運用ニ関スル件

從來旅費、後切費、機密費、諜報費、警察備員費等ノ經理關係ヲ觀ルニ遺憾ノ點數ニトセス或ハ計劃杜撰ニシテ豫備的見積ナカリシ爲メ年度末ニ於テ増額稟請ノ窮境ニ陥リタルアリ或ハ殆ト意計劃的ニ便ヒ果シテ年度ノ末ニ至リテハ必要不可缺ノ出張モ差控ヘサルヘカラスルカ如キ狀態ニ至リタルアリ何レモ計劃ノ周密ヲ缺キタルニ起因スルモノト認メラル

此等金額費途期限ニ一定ノ限度アルハ今更贅言ヲ要セサル處ニシテ往々費用不足ノ爲メ年度末ニ於テ救済的増額ヲ爲シタル如キニトアルモ金然否則タルヤ言フ俟タス

而シテ十二年度豫算ニ於テハ右ノ如キ裏則的處置ハ絕對ニ認メサルニ付萬金ノ計劃ヲ樹テ經理運用ニ遺憾ナキヲ期セラル度シ

一、火氣取歸二就了
二、賜暇歸朝二就了
三、罹病者一處置二就了
四、辭職願進達二就了
五、文書取扱二就了

一、火氣取歸二就了

二、賜暇歸朝₂就₃

三、罹病者之處置 = 就テ

四、辭職願進章
二
就
了

五、文書取扱に就て

一、火氣取締ニ就テ
火氣取締ノ注意ノ足ラサルニ起因シ廳、山伯、金等
ヲ燒燬スルニ至ルカ如キハ洵ニ甲譯ナキ次第ナリ
曩ニ札蘭屯公署帽兒山派遣所東京城公署ニ於
テ「ペーカ力」ノ過燃ニ因リ出火シタル事件アリ此等
ハ署員ノ不注意蓋「ヨーイ」ノ監督不行面タルハ
免シサル處ナルニモ鑑ミ將來ノ參考トセラル度シ
二、賜暇歸朝ニ就テ

火氣取締ノ注意ノ足ヲサレニ起因ニ聽、痛含等

う 焼 燬 スルニ至ル力 如キ人 洵ニ 罕譯 ナキ 次第ナリ

震_乙 札蘭屯公署 帽兒山派遣所東亞城公署_乙 於

テ
ペ
ー
カ
力
ノ
過
燃
ニ
因
リ
出
火
シ
タ
ル
事
件
ア
リ
此
等

八署員ノ不注意並
「エー」
「イ」
ノ監督不行爲
又ハ

免レサル處ナルニモ鑑ミ將來ノ參考トセシ度シ

二、賜暇歸朝
二就

賜暇歸朝期間短縮予之就テ人量晨二申進了凡

處右人短期間之出來得ル限り多數者之恩典

均
沿
趣
目
出
文
反
付
克
夕
趣
旨
徹
底
並

力行方御取計相成ルト共ニ一面人繰リノ敏速

ヲ斯ル爲ニ力歸朝發着ノ報告ハ最モ敏速

確實ヲ期シ上局ヲシテ人事取扱上遺憾ナカラ
シムルニ努メラレ度シ

三、罹病者ノ處置ニ就テ

病氣ニ依リ醫療機關ノ不備等ノ為帰朝ヲ
要スル者アル場合唯養病帰朝ヲ稟請（尤モ
養病帰朝ノ稟請ハ事情已ム得サル者若クハ
特別ノ事情アル場合ニ限ル）又ハ別段ノ處置ヲ
講セサリシ爲早期ニ治療ス（カリシモ力手遅レト
ナリテ金治迄ニ長期間ヲ要シ或ハ治療ニ得
カリシ者カ現地ニテ死セスル等洵ニ不祥ナル結
果ニ至ル場合アリ）依テ帰朝ヲ要スト認メ
ラルニ症狀ナルニ於テハ成ルヘク公館休養所與ニ
ヨリ機ヲ逸セス帰朝セシメ以テ療養ヲ容易ナラシ

ムル様取計ラハレ度シ

四、辞職願進達ニ就テ

辞表進達ニ関シ單ニ表面ノ辞職理由ノミヲ記載
セル向アリタル處箇今本人内面ノ事情及退職後ノ方
針等ニ就テ又實情ヲ詳記又ハ別報シ上局ノ審査ニ
便ナラシムル様取計ラハレ度シ

五、文書取扱之就

(一) 警察部長、同署長、分署長、派遣所長ヨリ直接警察部長ニ報告スル文書ハ同時ニ之ヲ所屬公館長ニ報告シ其ノ宛名ハ警察部長名所屬公館長名ヲ係記ス(ヤエノナル所派遣所長ニシテ警察部長、署長名ヲ係記シタルアリ)注意ヲ要ス

(二) 警察部長宛高華關係報告書在中ノ封筒宛先ヲ第二課長トナシタルノアリ封筒宛先ハ總テ警察部長トセラル度シ

(三) 警察人事ニ關スル人秘書類在中ノ封筒表面ニ内容ヲ表示サレ度シ例ヘハ「勤務別警察職員名簿」ノ如シ

(四) 封筒ニ「ホウチキス」ヲ使用シ封緘代用トシタル結構ナル中身ニ迄綴ヒタル為開封ノ際書類破損ノ虞生ラルニ注意ヲ要ス

(五) 學校關係報告書ヲ警察部長宛報告スル向アリ事件ハ公館長ヨリ大使宛報告ス(ヤエノナリ)

(六) 署長、分署長ヨリ傳染病月報ヲ警察部長宛提出ノ向アリ這ハ公館長ニ於テ取纏メ大使宛報告スルヲ以テ不要ナリ

(七) 警察用暗號使用状況報告書ニハ係書ヲ要セス

第二課所管關係

一、全端防空演習實施ノ成果ニ関スル件
 二、防諜勤務ノ強化ニ関スル件
 三、機秘密ノ保持ニ関スル件
 四、警務統計制委員會業務ノ刷新ニ関スル件
 五、警備計画及施設再検討ニ関スル件
 六、密偵諜者使用上ノ注意ニ関スル件
 七、要視察人名簿要視察團體名簿等ノ檢
 計整理方ニ関スル件

一 全滿防空演習實施ノ成果ニ関スル件

滿洲國內防空ノ完備ハ今ヤ焦眉ノ急務ニシテ本年夏全滿ニ亘リテ統一のニ實施セラル、本演習ノ目的ハ防空部隊ヲ演練スルト共ニ官公衙諸團體及一般官民ヲ實戰的ニ訓練シ且其施設ヲ完備セシムルニ在リ

抑モ防空ノ事タル其關聯スル處廣汎ニ亘リ軍官民學ケテ之ニ參加シ而モ此等ノ各機關カ完全ナル統制ノ下ニ合理的行動ヲ爲スニ非レハ其目的ヲ達シ得サルモノナルニ拘ラス民間ニ於テハ從來之ヲ阻碍スルカ如キ行動ニ出テタル邦人歎シトセサルハ甚タ遺憾トスル所

滿洲國ニ在リテハ日本人及日本機關先ツ他ノ民族ニ率先重範シ以テ之レカ成果ノ發揚ヲ期スル如ク努力セサ

ニ秘密ヲ漏洩シ寒心スヘキ結果ヲ招徠シ易キヲ以テ秘密保持ニ關シテハ嚴ニ注意スルト共ニ殊ニ本演習間及其前後ニ於テ暗躍スヘキ間諜行為ニ對シテハ嚴ニ警告セラレンコトヲ要望ス

右ニ要スル最少限度ノ經費ハ豫メ之ヲ配當スヘキヲ以テ之カ有効ナル用途ニ關シテハ慎重研究ノ上成果ヲ收ムルニ資セラレ度シ

ニ防諜勤務ノ強化ニ関スル件

昭和十一年ニ於テ蘇支西國ノ諜者ヲ檢挙セルコト實ニ七十九件三百四拾九名ノ多數ニ上リ其内容ヲ檢討スルニ彼等ノ徹底セル諜報勤務ノ成果タルヤ實ニ恐ルヘキモノアリ然ルニ之レカ檢挙ハ多クハ偶然ノ機會ニ行ハレタルニ過キスシテ我方ノ計画的查察内偵ノ結果ニ依ルモノ殆ト皆無ニ等シキ狀態ニシテ漸ク其ノ末梢ノ一端ヲ知り得タル程度ニ止マリ末々彼ノ諜報網ノ全貌ヲ察知スルニ至ラス其ノ真相ヲ把握スル爲メニハ我防諜機能ヲ刷新強化スルノ要極メテ切ナルモノアリ殊ニ本春ニ及ンテハ鐵道運行ニ對スル阻碍爆發物ノ盜失航空及軍事施設ノ放火損壞等事件續出シ軍一

及治安交通ノ攪乱ヲ企圖スル蘇聯ノ諜略實施ノ徵明カニ觀取セラル、現況ニ在リ

由來彼等ノ行藏タルヤ諜報タルト謀略タルトヲ問ハス平面的乃至立體的ノ組織網ヲ構成シアリ其企圖ト共ニ廣汎深刻ニシテ特ニ南滿ニ對比シ北滿及間島並鮮蘇國境地帶ニ重点ヲ指向シアリ故ニ各機關個々ノ對策ヲ以テシ又ハ一部ノ自供等ニヨリ直チニ檢挙ニ着手スルカ如キハ却テ彼ノ諜報謀略網ヲ根柢ヨリ檢挙スルニ阻碍アリ是レ内面的偵諜乃至表面的對抗手段檢挙等其間ニ罅隙ヲ作り或ハ重複スル等ノ缺陷ヲ生セシメサル如ク總テ嚴密ナル統制ヲ要求セラル所以ナリ

各官ハ克ク叙上ノ消息ニ依リ嚴密ニ檢討セラレタル
統制ノ下ニ諜報及謀略ノ對象トナルヘキ人及物ヲ定メ
之ニ指向セラルヘキ諜報及謀略網ノ要素及因子クリト
豫察セラル、モノニ對シ查察内偵力ヲ即應部署シテ
證據ヲ蒐集シ其真相ヲ把握以テ防諜ノ基礎ヲ確立
スル如ク努メラレ度シ

三 機秘密ノ保持ニ關スル件

在滿各機關ハ實ニ蘇支兩國ノ諜報謀略網ヲ以テ圍繞
セラレ又其肉薄ヲ確認シアルニモ拘ラス其本然ニ屬スル機
秘密ノ保持極メテ遺憾ノ實情ニアリ之等消極的防諜
勤務ヲ取締ルヘキ領警トシテハ素ヨリ部内ノ取締ヲ嚴
ニ徹底シアリトハ信スルモ叙上ノ情況ニ鑑ミ自體防諜ノ
完璧ヲ期スルハ勿論部内的失態ニ依リ被害ヲ軍ニ
及ササルコト絶對ニ必要ナリ故ニ將來更ラニ一層警
察上報告ノ内容ヲ嚴ニ査覈シ軍部隊號ノ如キモ其呼
稱記載規定ニ據リ又軍事機密書類ノ保管取扱
ニ關シテモ其規程スル處ヲ嚴守セラレ度尚亦軍事
行動又ハ思想對策防諜ニ關スル警察報告ニ平文

無電ヲ使用スル向頗ル多キモ此等ハ嚴ニ戒飾シ必ス
暗號ヲ使用セラレ度ク尚ホ蘇聯等ノ傍受盜聴ヲ
防止スル用意ヲ缺キ之レニヨリ機秘密ヲ漏洩スルカ
如キ失態ナカラシムル様實務ヲ担当スル者ニ徹底セ
シメラレ度

四 警務統制委員會業務ノ刷新ニ關スル件

我カ外務省警察ハ本來領警ノ有スル權限ト共ニ治安
警察及思想對策並防諜勤務ニ關シ関東憲兵隊
司令官ノ區處ニ依リ賦與セラレタル權限ヲ併セ行使
シ警務統制委員會ヲ中軸トシ從來此等勤務ニ多大
ノ成果ヲ擧ケ來レルコトニ就テハ既ニ周知ノ通りナルモ
蘇聯及共產國際ヨリ指導セラル、國內共產黨及其外
廓ノ暗躍ハ一刻トシテ歇ム時無シ就中抗日聯合軍
ニ依ル災禍ハ洵ニ甚大ニシテ治安確保上ノ癌ト謂ハサ
ルヲ得ス吾々其當局ニ在リテ責ヲ有スルモノ断乎警察
カヲ集中シ以テ速ニ之カ殲滅ヲ期セサルヘカラス故ヲ
以テ今回中央警務統制委員會幹事會ニ調査班

ヲ新設シ精銳ヲ蒐メテ對策ノ基礎確立ニ邁進シ
之カ執行ノ強化ヲ図ル各位ハ克ク其ノ意圖ノ存スル處ヲ
體シ委員會業務ノ刷新ヲ圖リ領警ノ活動ヲシテ遺
憾ナク之ニ反映セシメ一層ノ積極的連絡協力ヲ以テ統
制アル警務機能ノ本質ヲ十分發揚スルコトニ努メラレ度
徒ラニ功ヲ爭フカ如キ小乘的の行藏ヲ排シ飽クマテモ大
乘的ニ大局ヨリ適確ナル效果ヲ收ムル如ク指導セラレン
コトヲ要望ス

當部ヘノ報告ニ統制委員會トノ關係ヲ具體的ニ記載セ
ラルヘク又地區統制委員タル領警職員ハ當該委員長トシテ
ノ處置ヲモ併セ報告セラレタシ

五 警備計画及施設再検討ニ関スル件

各公館及警察署(派遣所共)ニ於ケル警備計画及施設ハ
孰レモ完備セラレアリトハ信スルモ最近依蘭及林口ニ於テ領
警カ匪襲ヲ受ケタル實例モアリ尚彼等カ満軍及民衆ヲ
煽動スルニ當リテモ領警ヲ一ノ襲撃目標トシアル事實ニ徴
シ此際所在地關係機關ノ警備計画ニ關聯シ自体ノ警
備計画ヲ再検討シ所要ノ修正ヲ加ヘ又警備施設ヲ點
檢シ之ヲ補修スルト共ニ新情勢ニ應ジテ適切ナル経始
ヲ行フコト必要ナリ特ニ法權撤廢警察權移讓ノ直前ニ
於テ各機關トノ聯繫ヲ絶テ施設ノ不備缺陷ニ乘セラレ警
察ノ内部ニ侵入襲撃ヲ受ケ或ハ居留民保護ノ任ヲ完
得サルカ如キ失態ナカランコトヲ要望ス

六 密偵諜者使用上ノ注意ニ関スル件

警察勤務上密偵諜者ヲ使用セサルヘカラサル場合多シト雖之ヲ使用スルコト適切ナラザレハ却テ警察ノ聲價ヲ失墜スルコトアリ故ニ警察官吏ハ自ラ之レカ識カヲ具フルノミナラス密偵諜者ノ選定ニ留意シ其資質ヲ十分査覈シテ少數有能者ヲ選出シ任務ヲ適切ニ賦課シ放育指導監督ヲ怠ラス且賞罰ヲ明ニスルヲ要ス而モ使用者ハ寸分ノ弱點ヲモ顯ハサス運用較覈適切ナラハ資料鮮シト雖正確ナルモノヲ収獲シ得ヘク之ニ反シ情報ヲ得ントハルニ急ニシテ價值ナキ諜者ヲ漫然使用スルニ於テハ諜者ノ作為ニ係ル虚報ヲ齎シ刻ヘ使用者其ノ出所等ヲ深ク密査スルコトナク上司ニ報告センカ寧ロ有害ナレ結果ニ陷

ルノミナラス甚シキニ至リテハ固定人ヲ常續的ニ使用シ恰モ職權ヲ有スルカ如キ錯誤ヲ招徠シ之ヲ標榜シテ無辜ノ民ヲ威嚇誅求シテ任意ニ金品ヲ收受シ或ハ領警自ラ彼等ノ策謀ニ陥リ其不正非合法行為ヲ默認セルカ如キ實例ナントセス如斯ハ皇道宣布ノ大旗ニ背キ王道政治ノ精神ヲ毒スルモノニシテ領警ノ威信ニ關スルノミナラス其弊ノ及フ所測リ知ルヘカラス此点格段ニ留意シ將來此種密偵諜者ノ使用ヲ適切ニ嚴ニ其行動ヲ監督シ要スレハ更ニ之等ヲ監察スヘキ密偵諜者ヲ使用シ之カ弊害ノ根絶ヲ期スルト共ニ正確適切ナル内偵査察ノ實効ヲ擧クル如ク指導セラレ度シ

要視察人名簿要視察團體名簿等檢討整理方ニ
関スル件

本件名簿類ハ警察權ノ移讓ト共ニ滿洲國側ニ移讓
スヘキモノト認メラルル處名簿中ニハ現ニ滿洲國官吏
等ニシテ編入アルモノ又ハ時勢ノ推移ニ依リテ視察注意
ノ必要ナキニ至レル者等ナキニ非ルヘク是等ハ此際ニ檢
討ノ上整理シ移讓ノ際ニ於テ差支ヘナキ様八月末日
限リ之ヲ整理シ置カレタシ、

第三課所管關係

- 一、自動車運輸事業ニ關スル件
- 二、營業取締ニ關スル件
- 三、在滿邦人不正業取締ニ關スル件
- 四、拳銃携帯許可台帳整理ニ關スル件

一、自動車運輸事業ニ關スル件

ハ日滿申合前許可ノ日本人自動車運輸事業整理ニ關シ
客年十一月二十七日附大使各公館長宛訓達アリタル處
其後整理未了ノモノアルヤニ仄聞スル次第ナルヲ以テ此ノ際
至急調査ヲ遂ケ整理済ニシテ現ニ營業中ノモノハ滿側ノ
特許申請手續ヲ執ラシムルト共ニ當方ヘモ結果報告アリ
タシ

(本件ハ公館長處置ナルニ付公館長ヨリ大使宛報告ノコト)

又自動車運輸事業許可方稟請ニ関シ往々現地滿側機關
ト連絡ヲ缺キ大使館及交通部ニ到達後詮議上種々支障ヲ
生シ滯滞スル事例多キニ鑑ミ爾今現地機關トノ連絡ヲ密ニ
シ事務ノ進捗ヲ期セラレタシ

第三課所管關係

- 一、自動車運輸事業ニ關スル件
- 二、營業取締ニ關スル件
- 三、在滿邦人不正業取締^者ニ關スル件
- 四、拳銃携帶許可台帳整理ニ關スル件

一、自動車運輸事業ニ關スル件

ハ日滿申合前許可ノ日本人自動車運輸事業整理ニ關シ
客年十一月二十七日附大使宛各公館長宛訓達アリタル處
其ノ後整理未了ノモノアルヤニ仄聞スル次第ナルヲ以テ此ノ際
至急調査ヲ遂ケ整理済ニシテ現ニ營業中ノモノハ滿側ノ
特許申請手續ヲ執ラシムルト共ニ當方ヘモ結果報告アリ
タシ

(本件ハ公館長處置ナルニ付公館長ヨリ大使宛報告ノコト)

又、自動車運輸事業許可方稟請ニ関シ往々現地滿側機關
ト連絡ヲ缺キ大使館及交通部ニ到達後詮議上種々支障ヲ
生シ滯滞スル事例多キニ鑑ミ爾今現地機關トノ連絡ヲ密ニ
シ事務ノ進捗ヲ期セラレタシ

二、營業取締ニ關スル件

ハ營業ノ許可ニ關シテハ二月二十二日附滿大警令第ニニ號警
務部長宛在滿各公館長宛寫ノ通り移讓ヲ目睫ニ控ヘ利
権的策謀ニ乘セラレサル様慎重ナル取扱ヲ爲シ遺洩ナキ
ヲ期セラレタシ

又、營業台帳ハ移讓ニ際シ重要引継事項ナルニ付特ニ隨時
營業監査ヲ實施シ異動其ノ他ヲ整理シ何時引継ヲ
爲スモ差支ナキ様整備セラレタシ

三、在滿邦人不正業者取締ニ關スル件

在滿不正業者肅正ニ關シテハ日滿各機關會議ノ結果決定
セル要綱ニ基キ地方各機關ニ於テハ緊密ナル連絡ヲナシ萬
難ヲ排シテ徹底的肅正ヲ期セラレタシ

四、拳銃携帶許可台帳整理ニ關スル件

拳銃所持者ハ相當移動性ヲ有シ許可期限短少ナル關係
上整理ニ適心セラレアルコト、思料セラル、處ナルカ此際管下ノ所
持者ヲ精査シ移動先等ニ連絡シ台帳ノ整備ヲ期セラレタシ

會計事務ニ就テ (經理課)

一、警察用物品ノ整理ノ一層正確ニスルニト備付ノ價
値下ノ物品ト雖廢棄處分トセヌ必ス商物トシテ拂下
ラヌニト 台帳ト適合セ不足セルモノハ其ノ旨ヲ詳記シ
稟請ヲナシ許可ヲ得テ廢棄スルニト、致シタシ

二、警察經費受拂報告書ハ身分所屬別經費調書
ハ正確ニ規定通達ニ提出セラレタシ (去年度ハ残額
ナク有効ニ使用セルトスナ一年度中ニ於テ又此点充分
注意シ年度末ニ残額判明セルモノハ回収レ有効ニ使用
シムン答ナリシニ 高哈爾實其他一於テハ幾分ノ經費
残高ヲ生セリ)

昭和十二年五月九日

指示、注意事項

在滿大日本帝國大使館警務部

指示、注意事項

第一課所管關係
第二課所管關係
第三課所管關係
經理課所管關係

第一課所管關係

第一課

- 一、士氣及紀律ニ関スル件
- 二、教養ニ関スル件
- 三、配置ニ関スル件
- 四、諸報告ニ関スル件
- 五、廢棄処分ニ関スル件
- 六、論功調書及恩給調書ニ関スル件
- 七、諸經費運用ニ関スル件

- 一、士氣及紀律ニ関スル件
- 二、教養ニ関スル件
- 三、配置ニ関スル件
- 四、諸報告ニ関スル件
- 五、廢棄処分ニ関スル件
- 六、論功調書及恩給調書ニ関スル件
- 七、諸經費運用ニ関スル件

B-0223

0305

一、士氣及紀律ニ關スル件

警察活動ノ核心ハ紀律ニ在リ。紀律ノ振肅ニヨリ士氣自ラ昂揚スルモノナル処治廢ニ依ル身分轉換ニ關聯シ稍モスレハ紀律ノ弛緩ヲ来シ延テ士氣ノ沈滞スルナキヤラ憂ル次第ナリ。

惟フニ劃期的タル身分轉換ハ外警ニ執リ又外務省警察官ノ一身上最モ重大且緊張ヲ要スル時機ナルモ以テ職務遂行ニ當ラシメラレ度ク最近哈爾濱管内ニ於テ發生セル遺憾ナル事例等モ鑑ミ一層指導ヲ監督ノ嚴密ヲ期セラレタシ。

二、教養ニ關スル件

現在外警トシテノ最下級者ト雖近キ移讓後ニ於テハ直ニ幾人カノ長トシテ指揮監督ノ任務ニ當ラサル可カラサル次第ニ付這間ノ事情ヲ省察シ、教養ノ指標ヲ置クコトニ致度シ。

殊ニ語學ハ移讓後必須ノモノニ付一層修練ノ方法ヲ講シ學課中滿洲國法規、教育平素、職務執行(例國境地帶法

關係)上必要ナルノミナラス移讓後直ニ活用セラル、次第ニ付右勵行並ニ各自ニ研究ヲ要シ兵檢、線練、銃器ノ操法及武道ハ移讓後直ニ警察幹部トシテ活用ノ要マルヲ以テ特ニ訓練セラレタシ。

三、配置ニ關スル件

在滿配置現在人員總數ハ從前ニ比シ多少減數ヲ示シアルニ反シ配置箇所ハ地方情勢ノ変化ニ伴ヒ増加セル実狀ニテ從テ各署配置人員ニ減少ヲ来シタルハ免レサル處ナルカ諸種ノ事情ニ依リ補充困難ナル情況ニアルニ就テハ諸官ニ於テハ此間ノ事情ヲ諒察セラレ、努力ヲ倍進シ以テ手不足ヲ補ハレ度ク。

殊ニ移讓ヲ控ヘ調査、報告、整理等終末の事務ノ輻輳スルニ付精神的、事務的ニ充分之レカ準備ヲ整ヘ遺漏ナキヲ期セラレ度シ。

四 諸報告ニ付スル件

- (一) 定期報告ノ進達期限嚴守方ニ付シテハ屢々訓達ノ次第アル處今尚遲延多ク兩三督促ヲナシ漸ク整理シ居ル處特ニ移讓ニ付スル事務ハ總有企劃ニ報告ノ敏速ヲ期スルヲ要アルニ付定期ハ勿論臨時報告ニ付シテモ松紋ノ注意ヲ以テ報告期限ノ嚴守方勵行セラレ度シ
- (二) 左記諸点注意アリタシ
- (三) 發着報告中内地滞在日数ノ記入淺レノモノ休暇旅行ノ理由ヲ附記セサルモノアリ
- (四) 大使館經由文書ノ寫(大使館分)ハ大匠宛奉信ニ付スル副本ナルニ付奉信ニ添付

進達ヲ要スル次第ナルニ大使館分添書添付淺レノモノ或ハ本信ト切離シテ別個ノ番號ヲ以テ寫送付ノ向アリ

(五) 警察傭員名簿警察部長記念品贈呈名簿等ニ通提出ヲ要スルモノニ付シ一通進達ノ向アリ又其記載方要領ヲ傳サレモアリタリ

(六) 電報照會ニ付シ何等ノ返覆ヲ爲サス後

(七) 日文書ヲ以テ回報ノ向アリタリ

(八) 専門學校卒業以上ノ者ハ學校長ノ發給スル證明書ヲ必ス提出スヘキ旨屢ニ進達シ

五 廢棄處分票請ニ付スル件

治外法權撤廢ヲ控ヘ警察官債與品ノ整理

六
 整頓ヲ一層必要トスル處此際一時ニ大量
 ノ廢棄處分方稟請ノ向アリ調査スルニ中
 ニハ開館以來物品台帳ト照合シタル形跡
 ナキモ、他館ニ保管転換ノ停拂出ノ記帳
 セズ不足ヲ生シタルモノ、貸與品台帳ノ整
 理ヲ怠リタルモノ、手入セハ使用ニ堪エ得
 ルモノ等アリテ直ニ承認致兼タルニ付
 右稟請ニ當リテハ慎重ヲ期シ嚴密調査ノ
 上眞ニ己ムヲ得サルモノニ限リ稟請セラ
 レ尚鉄屑其他トシテ價值アルモノハ治安
 ニ支障ヲ来サハル見込ナルニ於テハ可成
 帝却處分ノ意見ヲ具レ稟請相成度シ
 六
 論功調書及恩給調書ニ附スル件
 (一) 第三次論功及恩給調書準備方ニ就テ

六
 整頓ヲ一層必要トスル處此際一時ニ大量
 ノ廢棄處分方稟請ノ向アリ調査スルニ中
 ニハ開館以來物品台帳ト照合シタル形跡
 ナキモ、他館ニ保管転換ノ停拂出ノ記帳
 セズ不足ヲ生シタルモノ、貸與品台帳ノ整
 理ヲ怠リタルモノ、手入セハ使用ニ堪エ得
 ルモノ等アリテ直ニ承認致兼タルニ付
 右稟請ニ當リテハ慎重ヲ期シ嚴密調査ノ
 上眞ニ己ムヲ得サルモノニ限リ稟請セラ
 レ尚鉄屑其他トシテ價值アルモノハ治安
 ニ支障ヲ来サハル見込ナルニ於テハ可成
 帝却處分ノ意見ヲ具レ稟請相成度シ
 六
 論功調書及恩給調書ニ附スル件
 (一) 第三次論功及恩給調書準備方ニ就テ

カラス決定ヲ見ルヘシト存セラルル處
右發表ノ上ハ定例叙勲ニ準スル從軍ハ
又ハ擾亂ノ年加算調書ハ既ニ違達セル
恩給調書中個人別調書ヲ除キタル警察
官名簿及警察署全体トシテノ活動状況
調書ニシテ加算期間ニ該當スル分ハ提
出ノ要アリ發表ノ際ハ直ニ作成進達シ
得ラル、標準備シ置カレ度シ

七、諸經費經理運用ニ關スル件

從來旅費、渡切費、機密費、謀報費、警察備員
費等ノ經理關係ヲ觀ルニ遺憾ノ莫大ナル事
ハ計劃杜撰ニシテ豫備の見積ナカリシ爲ニ年度末
ニ於テ増額稟請ノ窮境ニ陥リタルアリ或ハ殆ト
無計劃的ニ便ヒ果レテ年度ノ末ト至リテハ必
要不可缺ノ出張ニ差控ヘサルヘカナル如ク狀態
ニ至リタルアリ何レモ計劃ノ周密ヲ缺キタルニ起
因スルモノト認メラル
此等金額費途期限ニ一定ノ限度ナルハ今更贅
言ヲ要セサル處ニシテ往々費用不足ノ爲ニ年度末
ニ於テ救済的増額ヲ爲シタル如キ事トアルモ全然
則タルヤ言フ俟タズ

而シテ十二年度豫算ニ於テハ右ノ如キ要則的處置
ハ絶對ニ認メサルニ付萬金ノ計劃ヲ樹テ經理運用
ニ遺憾ナキヲ期セラル度シ

注意事項

- 一、火氣取締ニ就テ
- 二、賜暇帰朝ニ就テ
- 三、罹病者ノ處置ニ就テ
- 四、辞職願進達ニ就テ
- 五、文書取扱ニ就テ

一、火氣取締ニ就テ

火氣取締ノ注意ノ足ラサルニ起因シ、竊、宿舎等
ヲ焼燬スルニ至ルカ如キハ、洵ニ甲譯ナキ次第ナリ
曩ニ札幌支公署、帽見山派遣所、東京城公署ニ於
テ、ペーカカノ過熱ニ因リ、出火シタル事件アリ、此等
ハ署員ノ不注意ニ由リ、監督不行爲タルハ
免レサル處ナルニモ、鑑ミ將來ノ参考トセラルベシ

二、賜暇帰朝ニ就テ

賜暇帰朝期間短縮ヲニ就テハ、曩ニ申進アル
處、右ハ短期間ニ出来得ル限り、多數者ニ恩賜
均沾ノ趣、旨ニ出タルモノニ付、克ク趣旨徹底ニ
勵行方御取針相成ルト共、一面人繰リノ敏速
ヲ期スル爲メ、カ帰朝費着ノ報告ハ、最モ敏速

確實ヲ期シ、上局ヲシテ人事取扱上遺憾ナカラシ
ムルニ努メラルベシ

三、罹病者ノ處置ニ就テ

病氣ニ依リ醫療機關ノ不備等ノ爲、帰朝シ
要スル者アル場合、唯養病帰朝ヲ稟請（尤モ
養病帰朝ノ稟請ハ事情已ニ得サル者若クハ
特別ノ事情アル場合ニ限ル）又ハ別段ノ處置ヲ
請セサルニ爲、早期ニ治療ス（カリシモノカ手遅レト
ナリテ金治迄ニ長期間ヲ要シ、或ハ治療ニ得ハ
カリシ者カ現地ニテ死セスル等洵ニ不祥ナル結
果ニ至ル場合アリ）依テ、帰朝ヲ要スト認メ
ラルニ症状ナルニ於テハ、成ルヘク公館、休暇所、與
ニリ、機ヲ逸セズ、帰朝セシメ、以テ療養ヲ容易ナラシ

ハル様取計ヲハレ度シ
四、辞職願進達之就テ
辞表進達之関シ單ニ表面ノ辞職理由ノミヲ記載
セル向アリタル處箇今中人内面ノ事情及退職後ノ方
針等之就テ又實情ヲ附記又ハ別報レ上局ノ審査ニ
便ナラシムル様取計ヲハレ度シ

五、文書取扱之就テ

(一) 警察部長、同署長、公署長、派遣所長ヨリ直
接警察部長ニ報告スル文書ハ同時ニ之ヲ所
属公館長ニ報告シ其ノ宛名ハ警察部長名
所属公館長名ヲ係記ス(オモエノナル所派遣所長
ニシテ警察部長、署長名ヲ係記シアルモノアリ)注
意ヲ要ス

(二) 警察部長宛高層関係報告書在中ノ封筒
宛先ヲ第二課長トナシアルモノアリ封筒宛先ハ
總テ警察部長トセラル度シ
(三) 警察人事ニ關スル人秘書類在中ノ封筒表面
ニ内容ヲ表示サレ度シ例ヘハ
「勤務別警察職員名簿」ノ如シ

- (四) 封筒「ホウチキス」ヲ使用シ封緘代用トシテハ結構ナルモ中身之迄綴込ムル爲開封ノ際書類破損ノ虞レアルニ注意ヲ要ス
- (五) 學校園像報告書ヲ警務部長宛報告スル向アリ本件ハ公館長ヨリ大使宛報告ス(イモノナリ)
- (六) 署長ハ署長ヨリ傳葉病月報ヲ警務部長宛提出ノ向アリ這ハ公館長ニ於テ取纏メ大使宛報告スルヲ以テ不要ナリ
- (七) 警務用暗號使用狀況報告書ニ係書ヲ要セス

第二課所管關係

一 全滿防空演習實施ノ成果ニ関スル件
二 防諜勤務ノ強化ニ関スル件
三 機秘密ノ保持ニ関スル件
四 警務統制委員會業務ノ刷新ニ関スル件
五 警備計画及施設再検討ニ関スル件
六 密偵諜者使用上ノ注意ニ関スル件
七 要視察人名簿要視察團體名簿等ノ檢討整理方ニ関スル件

一 全滿防空演習實施ノ成果ニ関スル件

滿洲國內防空ノ完備ハ今ヤ焦眉ノ急務ニシテ本年夏全滿ニ亘リテ統一のニ實施セラル、本演習ノ目的ハ防空部隊ヲ演練スルト共ニ官公衙諸團體及一般官民ヲ實戰的ニ訓練シ且其施設ヲ完備セシムルニ在リ

抑モ防空ノ事タル其關聯スル処廣汎ニ亘リ軍官民舉ケテ之ニ參加シ而モ此等ノ各機關カ完全ナル統制ノ下ニ合理的行動ヲ為スニ非レハ其目的ヲ達シ得サルモノナルニ拘ラス民間ニ於テハ從來之ヲ阻碍スルカ如キ行動ニ出テタル邦人歎シトセサルハ甚タ遺憾トスル所

滿洲國ニ在リテハ日本人及日本機關先ツ他ノ民族ニ率先垂範シ以テ之レカ成果ノ發揚ヲ期スル如ク努力セサ

ルヘカラス演習訓練ノ重点ハ防空監視警報傳達燈火管制及防護ノ四課目ニシテ何レモ警察トシテ指導的活動ヲ要ス殊ニ一般ニ對スル燈火管制實施ノ監視組織ノ構成ニ就テハ關係憲兵隊長ノ區處ノ下ニ規定違反者ノ情況ヲ明ニシ必要ナル措置ニ遺漏ナカラシムルト共ニ防空施設完備ノ程度ハ取敢ヘス何時開戦トナルモ直ニ之ニ應シ一通リノ防空ヲナシ得ルコトヲ目途トセラレアルヲ以テ此觀點ニ基キ公館及警察ニ於ケル之カ諸施設ヲ整備シ置カレ度シ尚亦本演習ハ戰時ノ計畫ニ近似シアリ其計畫ハ實行機關ニ對シ示達セラル、次第ニ付示達ノ範圍程度及方法等ニ關シテハ深甚ナル注意ヲ加ヘアルモト思ハル、モ由來斯ル演習實施ニ際シテハ動モスレハ不用意ノ間

ニ秘密ヲ漏洩シ寒心スヘキ結果ヲ招徠シ易キヲ以テ秘密保持ニ關シテハ嚴ニ注意スルト共ニ殊ニ本演習間及其ノ前後ニ於テ暗躍スヘキ間諜行為ニ對シテハ嚴ニ警告セラレンコトヲ要望ス
右ニ要スル最少限度ノ経費ハ豫メ之ヲ配當スヘキヲ以テ之カ有効ナル用途ニ關シテハ慎重研究ノ上成果ヲ收ムルニ資セラレ度シ

二 防諜勤務ノ強化ニ関スル件

昭和十一年ニ於テ蘇支兩國ノ諜者ヲ檢挙セルコト實ニ七十九件三百四拾九名ノ多數ニ上リ其内容ヲ檢討スルニ彼等ノ徹底セル諜報勤務ノ成果タルヤ實ニ恐レヘキモノアリ然ルニ之レカ檢挙ハ多クハ偶然ノ機會ニ行ハレタルニ過キスシテ我方ノ計畫的查察内偵ノ結果ニ依ルモノ殆ト皆無ニ等シキ狀態ニシテ漸ク其ノ末梢ノ一端ヲ知り得タル程度ニ止マリ末タ彼ノ諜報網ノ全貌ヲ察知スルニ至ラス其ノ真相ヲ把握スル爲メハ我防諜機能ヲ刷新強化スルノ要極メテ切ナルモノアリ殊ニ本春ニ及ンテハ鐵道運行ニ對スル阻碍爆發物ノ盜失航空及軍事施設ノ放火損壞等事件續出シ軍人事

及治安交通ノ攪乱ヲ企圖スル蘇聯ノ諜略實施ノ徵明
カニ觀取セラル、現況ニ在リ

由來彼等ノ行藏タルヤ諜報タルト諜略タルトヲ問ハス
平面的乃至立體的ノ組織網ヲ構成シアリ其企圖ト
共ニ廣汎深刻ニシテ特ニ南滿ニ對比シ北滿及間島
並鮮蘇國境地帶ニ重點ヲ指向シアリ故ニ各機關個々
ノ對策ヲ以テシ又ハ一部ノ自供等ニヨリ直ニ檢挙ニ
着手スルカ如キハ却テ彼ノ諜報諜略網ヲ根柢ヨリ檢挙
スルニ阻碍アリ是レ内面的偵諜乃至表面的對抗手
段檢挙等其間罅隙ヲ作り或ハ重複スル等ノ缺陷
ヲ生セシメサル如ク總テ嚴密ナル統制ヲ要求セラル
所以ナリ

各官ハ克ク叙上ノ消息ニ依リ嚴密ニ検討セラレタル
統制ノ下ニ諜報及謀略ノ對象トナルヘキ人及物ヲ定メ
之ニ指向セラレヘキ諜報及謀略網ノ要素及因子ヲリト
豫察セラルヘモノニ對シ查察内偵カラ即應部署シテ
證據ヲ蒐集シ其真相ヲ把握以テ防諜ノ基礎ヲ確立
スル如ク努メラレ度シ

三 機秘密ノ保持ニ關スル件

在滿各機關ハ實ニ蘇支西國ノ諜報謀略網ヲ以テ圍繞
セラレ又其肉薄ヲ確認シアルニモ拘ラス其本然ニ屬スル機
秘密ノ保持極メテ遺憾ノ實情ニアリ之等消極的防諜
勤務ヲ取締ルヘキ領警トシテハ素ヨリ部内ノ取締ヲ嚴
ニ徹底シアリトハ信スルモ叙上ノ情況ニ鑑ミ自體防諜ノ
完璧ヲ期スルハ勿論部内の失態ニ依リ被害ヲ軍ニ
及ササルコト絶對ニ必要ナリ故ニ將來更ラニ一層警
察上報告ノ内容ヲ嚴ニ査覈シ軍部隊號ノ如キモ其呼
稱記載規定ニ據リ又軍事機密書類ノ保管取扱
ニ關シテモ其規程スル處ヲ嚴守セラレ度尚亦軍事
行動又ハ思想對策防諜ニ關スル警察報告ニ平文

無線ヲ使用スルハ頻ル多キモ此等ハ嚴ニ戒飾シ必ス
暗號ヲ使用セラレ度ク尚ホ蘇聯等ノ倂受又其ノ
防止スル用意ヲ缺ク之レニヨリ機密ヲ漏洩スルカ
如キ失態ナカラシムル様ニ務メテ拒當スル者ニ徹底セ
シラレ度

四 警務統制委員會業務ノ刷新ニ關スル件

我カ外務省警察ハ本來領警ノ有スル權限ト共ニ治安
警察及思想對策並防諜勤務ニ關シ關東憲兵隊
司令官ノ區處ニ依リ賦與セラレタル權限ヲ併セ行使
シ警務統制委員會ヲ中軸トシ從來此等勤務ニ多大
ノ成果ヲ擧ゲ來レルコトニ就テハ既ニ周知ノ通りナルモ
蘇聯及共產國際ヨリ指導セラル、國內共產黨及其外
廓ノ暗躍ハ一刻トシテ歇ム時無シ就中抗日聯合軍
ニ依ル災禍ハ洵ニ甚大ニシテ治安確保上ノ癌ト謂ハサ
ルヲ得ス吾々其當局ニ在リテ責ヲ有スルモノ斷乎警察
カヲ集中シ以テ速ニ之カ殲滅ヲ期セサルヘカラス故ヲ
以テ今回中央警務統制委員會幹事會ニ調査班

ヲ新設シ精銳ヲ蒐メテ對策ノ基礎確立ニ邁進シ
之カ執行ノ強化ヲ図ラル各位ハ克ク其ノ意圖ノ存スル處ヲ
體シ委員會業務ノ刷新ヲ図リ領警ノ活動ヲシテ遺
憾ナク之ニ反映セシメ一層ノ積極的連絡協力ヲ以テ統
制アル警務機能ノ本質ヲ十分發揚スルコトニ努メラレ度
徒ラニ功ヲ爭フカ如キ小乘的行藏ヲ排シ飽クマテモ大
乘的ニ大局ヨリ適確ナル效果ヲ收ムル如ク指導セラレン
コトヲ要望ス

當部ヘノ報告ニ統制委員會トノ關係ヲ具體的ニ記載セ
ラルヘク又地區統制委員タル領警職員ハ當該委員長トシテ
ノ處置ヲモ件セ報告セラレタシ

五 警備計畫及施設再檢討ニ關スル件

各公館及警察署(派遣所共)ニ於ケル警備計畫及施設ハ
孰レモ完備セラレアリトハ信スルモ最近依蘭及林口ニ於テ領
警カ匪警ヲ受ケタル實例モアリ尚彼等カ滿軍及民衆ヲ
煽動スレニ當リテモ領警ヲ一ノ襲撃目標トシアル事實ニ徴
シ此際所在地關係機關ノ警備計畫ニ關聯シ自体ノ警
備計畫ヲ再檢討シ所要ノ修正ヲ加ヘ又警備施設ヲ點
檢シ之ヲ補修スルト共ニ新情勢ニ應ジテ適切ナル経始
ヲ行フコト必要ナリ特ニ法權撤廢警察權移讓ノ直前ニ
於テ各機關トノ聯繫ヲ絶テ施設ノ不備缺陷ニ乘セラレ警
察ノ内部ニ侵入襲撃ヲ受ケ或ハ居留民保護ノ任ヲ完シ
得サルカ如キ失態ナカランコトヲ要望ス

六 密偵諜者使用上ノ注意ニ関スル件

警察勤務上密偵諜者ヲ使用セサルヘカサル場合多シト雖之ヲ使用スルコト適切ナラサレハ却テ警察ノ聲價ヲ失墜スルコトアリ故ニ警察官吏ハ自ラ之レカ識カラ具フルノミナラス密偵諜者ノ選定ニ留意シ其資質ヲ十分査覈シテ少數有能者ヲ選出シ任務ヲ適切ニ賦課シ教育指導監督ヲ怠ラス且賞罰ヲ明ニスルヲ要ス而モ使用者ハ寸分ノ弱點ヲモ顯ハサス運用較覈適切ナラハ資料鮮シト雖正確ナルモノヲ収獲シ得ヘク之ニ反シ情報ヲ得ントハルニ急ニシテ價值ナキ諜者ヲ漫然使用スルニ於テハ諜者ノ作為ニ係ル虚報ヲ齎シ剩ヘ使用者其ノ出所等ヲ深ク密査スルコトナク上司ニ報告センカ寧ロ有害ナレ結果ニ陷

ルノミナラス甚シキニ至リテハ固定人ヲ常續的ニ使用シ恰モ職權ヲ有スルカ如キ錯誤ヲ招徠シ之ヲ標榜シテ無辜ノ民ヲ威嚇誅求シテ任意ニ金品ヲ收受シ或ハ領警自ラ彼等ノ策謀ニ陥リ其不正非合法行為ヲ默認セルカ如キ實例ナシトセス如斯ハ皇道宣布ノ大布ニ背キ王道政治ノ精神ヲ毒スルモノニシテ領警ノ威信ニ関スルノミナラス其弊ノ及フ所測リ知ルヘカラス此点格段ニ留意シ將來此種密偵諜者ノ使用ヲ適切ニ嚴ニ其行動ヲ監督シ要スレハ更ニ之等ヲ監察スヘキ密偵諜者ヲ使用シ之カ弊害ノ根絶ヲ期スルト共ニ正確適切ナル内偵査察ノ實効ヲ擧グル如ク指導セラレ度シ

要視察人名簿要視察團體名簿等檢討整理方ニ
關スル件

本件名簿類ハ警察權ノ移讓ト共ニ滿洲國側ニ移讓
スヘキモノト認メラルル處名簿中ニハ現ニ滿洲國官吏
等ニシテ編入アルモノ又ハ時勢ノ推移ニ依リテ視察注意
ノ必要ナキニ至レル者等ナキニ非ルヘノ是等ハ此際ニ檢
討ノ上整理シ移讓ノ際ニ於テ差支ヘナキ様八月末日
限リ之ヲ整理シ置カレタシ、

第三課所管關係

- 一、自動車運輸事業ニ關スル件
- 二、營業取締ニ關スル件
- 三、在滿邦人不正業取締^者ニ關スル件
- 四、拳銃攜帶許可台帳整理ニ關スル件

一、自動車運輸事業ニ關スル件

ノ日滿申合前許可ノ日本人自動車運輸事業整理ニ關シ
客年十一月二十七日附大使宛各公館長宛訓達アリタル處
其ノ後整理未了ノモノアルヤニ仄聞スル次第ナルヲ以テ此ノ際
至急調査ヲ遂ケ整理済ニシテ現ニ營業中ノモノハ滿側ノ
特許申請手續ヲ執ラシムルト共ニ當方ヘモ結果報告アリ
タシ

(本件ハ公館長處置ナルニ付公館長ヨリ大使宛報告ノコト)

又、自動車運輸事業許可方稟請ニ関シ往々現地滿側機關
ト連絡ヲ缺キ大使館及交通部ニ到達後詮議上種々支障ヲ
生シ滯滞スル事例多キニ鑑ミ爾今現地機關トノ連絡ヲ密ニ
シ事務ノ進捗ヲ期セラレタシ

二、營業取締ニ關スル件

一、營業ノ許可ニ關シテハ二月二十二日附滿大警合策ニニ號警務部長發在滿各公館長宛寫ノ通り移讓ヲ目睫ニ控ヘ利權的策謀ニ乘セラレサル様慎重ナル取扱ヲ爲シ遺洩ナキヲ期セラレタシ

二、營業台帳ハ移讓ニ際シ重要引継事項ナルニ付特ニ隨時營業監查ヲ實施シ異動其ノ他ヲ整理シ何時引継ヲ爲スモ差支ナキ様整備セラレタシ

三、在滿邦人不正業者取締ニ關スル件

在滿不正業者肅正ニ關シテハ日滿各機關會議ノ結果決定セル要綱ニ基キ地方各機關ニ於テハ緊密ナル連絡ヲナシ萬難ヲ排シテ徹底的肅正ヲ期セラレタシ

四、拳銃携帶許可台帳整理ニ關スル件

拳銃所持者ハ相當移動性ヲ有シ許可期限短少ナル關係上整理ニ腐心セラレアルコト、思料セラル、處ナルカ此際管下ノ所持者ヲ精査シ移動先等ニ連絡シ台帳ノ整備ヲ期セラレタシ

會計事務ニ就テ

(經理課)

一、警察用物品ノ整理ノ一層正確ニスルニ備付ノ價
値ナキ物品ト雖廢棄處分トセス必ス商物トシテ拂下
ラサズト 台帳ト突合セ不足セルモノハ其ノ旨ヲ詳記シ
稟請ヲナシ許可ヲ得テ廢棄スルニト、致シヨシ

二、警察經費受拂報告書ハ身分所屬別經費調書
ハ正確ニ規定通達ニ提出セラレ度シ(去年度ハ残額
ナク有効ニ使用セントスナ一年度中ニ於テモ此充足分
注意シ年度末ニ残額判明セルモノハ回収レ有効ニ使用
シヨシ管ナリシモ 高哈南實其他ニ於テハ幾分ノ經費
残高ヲ生セリ)